

米軍基地関係特別委員会記録
＜第2号＞

平成21年第5回沖縄県議会（9月定例会）

平成21年10月13日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成21年10月13日 火曜日
開 会 午前10時5分
散 会 午後6時00分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号、同第88号、同第89号、同第94号、同第102号、同第167号、同第204号、陳情第42号、第46号、第51号、第79号、第82号、第114号、第125号、第151号、第154号、第161号、第163号、第167号、第169号及び第185号から第187号まで
- 2 閉会中継続審査（調査）について
- 3 視察調査日程について（追加議題）
- 4 参考人招致について（追加議題）

出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	照 屋	大 河	君
委 員	前 田	政 明	君

委員 上原 章 君
委員 新垣 清 涼 君
委員 玉城 満 君
委員 山内 末 子 さん
委員 吉田 勝 廣 君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	上原良幸君
基地対策課長	又吉進君
企画部企画調整課跡地対策監	名嘉真稔君
文化環境部環境企画統括監	金城康政君
文化環境部環境政策課長	安富雅之君
農林水産部農漁村基盤統括監	津波古喜正君
土木建築部土木整備統括監	当間清勝君
教育庁文化課長	大城慧君
警察本部刑事部参事官兼刑事企画課長	石新政英君

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号外22件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、企画部企画調整課跡地対策監、文化環境部環境企画統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、教育庁文化課長及び警察本部刑事部参事官兼刑事企画課長の出席を求めており

ます。

まず初めに、請願平成20年第1号及び陳情平成20年第36号外22件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

上原良幸知事公室長。

○上原良幸知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は継続1件、陳情は継続14件、新規9件となっております。

それでは、処理概要を御説明いたします。

まず、継続審議となっている請願及び陳情15件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅な変更があった部分についてのみ、御説明させていただきます。

資料の8ページをお開きください。

陳情平成20年第36号キャンプ・ハンセン内レンジ3射撃場建設の即時中止を求める陳情につきまして、御説明いたします。

1、キャンプ・ハンセン内レンジ3米陸軍射撃訓練場建設を即時中止することの2段落目につきましては、また、去る10月2日に陸軍射撃訓練場が完成したとの報道については、現在、沖縄防衛局に詳細を確認中であります。

2、レンジ4における暫定使用を即時中止し解体撤去することにつきましては、去る8月25日、沖縄防衛局から、レンジ4の陸軍複合射撃訓練場の移設を完了したとの連絡がありました。今後のレンジ4の施設については、在沖米海兵隊が管理し、実弾射撃は行われずとしています。米軍においては、これまでの経緯や地元の懸念を踏まえ、安全対策を徹底するなど、住民の安全に最大限の配慮をすべきであります。県としては、今後とも、地元金武町と連携しながら、適切に対応していきたいと考えております。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の32ページをお開きください。

陳情第151号在沖米軍人の基地内居住義務化と基地内住宅の建設計画の中止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

米軍が発表した基地内居住を義務づける今回の方針は、米国国防省全体にお

ける経費削減の一環と聞いております。基地外居住者については、過去に刑事事件や住民とのトラブルが発生しており、政府においては、渉外関係主要都道県知事連絡協議会の要請を受け、事件の再発防止のため、自治体に対し施設・区域外に居住する米軍人等の人数に関する情報の提供等を行っているところであります。

平成18年5月に来県した北原防衛施設庁長官からは、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等に伴う跡利用、駐留軍従業員の雇用、基地外貸住宅等は一体の問題であり、政府全体として対策を講じていかなければならない旨の発言がありました。県としては、今回の措置について、地域経済にどのような影響があるか、見守っていきたいと考えております。

次に、33ページをお開きください。

陳情第154号日米地位協定にかかわる裁判権放棄の日米密約の公表と破棄を日本政府に求める意見書採択の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

裁判権放棄等の密約については承知しておりませんが、県は、従来から日米地位協定の見直しの中で、日米合同委員会の合意事項について速やかに公表する旨を明記するよう求めているところであります。県としては、的確な情報公開によって県民の不安を払拭するという観点から、引き続き、合意事項の公表を求めていきたいと考えております。

次に、34ページをお開きください。

陳情第161号「高江区周辺域におけるヘリパッド建設中止と計画撤回」を含む4項目の決議を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、東村高江区周辺地域で予定されている北部訓練場へのヘリパッド建設工事の即時中止と計画撤回をすることにつきましては、北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであります。県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

4、返還後も所在するヘリパッド15カ所の運用及び新たなヘリパッド6カ所の建設理由に関する調査並びに調査結果を公表することにつきましては、沖縄防衛局によると、事業実施後の運用については、米軍との協議の中で、現時点で訓練形態及び機種の変更がないことを確認していることから、本事業の実施により訓練形態及び使用機種の変更はないものと理解しているとのことであります。また、建設理由については、北部訓練場で実施している訓練の質及び量を維持するため、返還予定地内にある7カ所のヘリコプター着陸帯を残余の部分の6カ所に移設すると聞いております。

次に、36ページをお開きください。

陳情第163号米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県としては、原子力潜水艦の寄港については、最小限にとどめるとともに、安全性が確認されない限り、本県に寄港すべきでないと考えており、原子力潜水艦の安全性の確保に当たっては、日米両政府があらゆる安全対策を講じ、最大限の努力を払うべきものと考えております。

次に、37ページをお開きください。

陳情第167号米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情につきましては、処理概要が陳情第163号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、38ページをお開きください。

陳情第169号「普天間基地の即時閉鎖・辺野古新基地建設反対！9・18県民集会」決議に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、普天間基地を即時閉鎖し、返還することにつきましては、処理概要が陳情平成20年第102号の記事項1及び2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2、辺野古新基地建設計画、高江のヘリパッド建設計画を白紙撤回することにつきましては、処理概要が陳情第82号の記事項2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

知事公室の所管に係る請願1件及び陳情23件につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、企画部企画調整課跡地対策監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

名嘉真稔企画部企画調整課跡地対策監。

○名嘉真稔企画調整課跡地対策監 陳情平成20年第167号第二次返還特措法の制定に関する陳情につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 企画部企画調整課跡地対策監の説明は終わりました。

次に、文化環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城康政文化環境部環境企画統括監

○金城康政環境企画統括監 文化環境部関連の請願及び陳情につきまして、御説明いたします。

初めに、文化環境部関連の請願は継続1件、陳情は継続3件、新規5件となっております。

まず、継続審議となっている3ページの請願平成20年第1号、11ページの陳情平成20年第89号、18ページの陳情平成20年第204号、28ページの陳情第125号につきまして処理方針に変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の35ページをお開きください。

陳情第161号「高江区周辺域におけるヘリパッド建設中止と計画撤回」を含む4項目の決議を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

3について、移植された貴重植物の状態についての情報公開につきましては、事業者である沖縄防衛局において判断されるべきものであると認識しております。

次に、39ページをお開きください。

陳情第169号「普天間基地の即時閉鎖・辺野古新基地建設反対！9・18県民集会」決議に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

3について、普天間飛行場代替施設建設事業については、現在、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価準備書の手続が行われているところですが、環境アセスメント手続を中止し、また、関連予算を凍結することについては、事業者が判断すべきことであります。

次に、40ページをお開きください。

陳情第185号県当局に「普天間」代替基地建設事業（埋立事業）に係るアセス評価書についても、県アセス審査会に審査させることを求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

沖縄県環境影響評価審査会は、沖縄県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価、事後調査等に関する技術的な事項を調査審議させるための知事の諮問機関として設置されております。環境影響評価法においては、審査会等の設置について定められていないことから、同条例では、同法の対象事業に係る環境影

響評価方法書及び環境影響評価準備書について、同審査会の意見を聞くことができる準用規定を定めておりますが、法対象事業に係る環境影響評価書について、審査会の意見を聞くことができる準用規定を定めておりません。普天間飛行場代替施設建設事業は、飛行場建設事業と埋立事業の2種の事業種であり、埋立事業は法の対象となることから、当該事業に係る環境影響評価書については、埋立事業の免許等権者である知事が意見を述べることとなりますが、上記のとおり、免許等権者は、審査会の意見を聞くことができません。そのため、県としては、埋立事業に係る審査会の意見聴取方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、41ページをお開きください。

陳情第186号「普天間」代替基地建設事業に係るアセス評価書作成前の事業者見解の提出・公表と公聴会開催を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1について、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例においては、環境影響評価準備書に対する知事意見についての事業者の見解を、環境影響評価書作成前に提出・公表することについて定めておりません。

2について、同法及び同条例においては、県による公聴会の開催について規定しておりません。

次に、42ページをお開きください。

陳情第187号「普天間」代替基地建設事業に係るアセスメントの検証を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価の手続については、平成19年8月7日に県へ環境影響評価方法書が送付されたところですが、沖縄県環境影響評価条例に基づいて設置されている知事の諮問機関である沖縄県環境影響評価審査会に諮問したところ、同審査会において、環境影響評価方法書に記載された環境影響評価の項目、手法等が適切であるか否かの判断ができる内容にしてほしいとの意見が出たことから、同方法書の対象事業の内容や、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について書き直しする必要があるとの知事意見を述べたところであり、これに基づき追加・修正資料が提出されたところでもあります。追加・修正資料については同審査会を開催して審査を行うとともに、送付された住民等意見についても配慮して県意見を述べております。その後、事業者は、同方法書に対する知事意見等を踏まえて決定した手法で調査を実施し、調査結果の概要や環境影響評価の結果、環境保全措置の内容等を記載した環境影響評価準備書を作成して、平成21年4月1日に県へ送付しております。県としては、事業者が実施した環境影響評価の結果が、科学的

・客観的に適切なものであるか十分に審査し、名護市長及び宜野座村長の意見を勘案し、住民等意見に配慮するとともに、同審査会からの答申を踏まえ、環境の保全の見地から意見を述べてまいりたいと考えております。

以上、文化環境部に係る請願及び陳情処理方針について、御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 文化環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

津波古喜正農林水産部農漁村基盤統括監。

○津波古喜正農漁村基盤統括監 農林水産部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

農林水産部関連の陳情は、継続1件となっております。

資料の30ページをお開きください。

陳情第125号「普天間」代替基地建設工事の中止を求める陳情の中の、4、県に対し、追加調査に伴う特別採捕許可を撤回してもらいたいとのことにつきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

当間清勝土木建築部土木整備統括監。

○当間清勝土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続1件となっております。

資料の31ページをお開きください。

陳情第125号「普天間」代替基地建設工事等の中止を求める陳情の記の4及

び5につきましては、処理概要に変更はございませんので説明は省略させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁文化課長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大城慧教育庁文化課長。

○大城慧文化課長 それでは、教育委員会の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

教育委員会所管の請願は継続1件、陳情は継続1件でございます。

資料の7ページをお開きください。

請願平成20年第1号新基地建設に関する請願の記の6につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

次に、12ページをお開きください。

陳情平成20年第89号普天間飛行場代替施設（新基地）建設事業に係るアセス手続及び「環境現況調査」並びにキャンプ・シュワブ内における「造成」工事等に関する陳情の記の5につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

以上、教育委員会所管の請願及び陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 教育庁文化課長の説明は終わりました。

次に、刑事部参事官兼刑事企画課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 公安委員会関係の陳情案件について、御説明いたします。

資料の22ページをお開きください。

公安委員会関連の陳情となっております陳情第51号米軍実弾射撃訓練被弾事

件に関する陳情の処理方針であります。この事案は地域の方々の安心に係る重大な問題であるとの認識で、これまでも捜査を行ってきたところでありますが、現在、基地内での現場調査、米軍関係者からの事情聴取については、その実施に向けて県警察と米軍当局が具体的な協議を行っているところであり、今後とも鋭意捜査を継続し事案の解明になお努力を傾注してまいりたいと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 刑事部参事官兼刑事企画課長の説明は終わりました。

これより、請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情第51号について質疑いたします。これまで本会議で県警察は今の答弁のとおりお話をしましたけれども、僕の質問に対して、この弾しんですね、これは新品同様だということでありました。それから当初、米軍と県警察が発射日、演習日をめぐって食い違いがありましたけれども、それも食い違いはないということでありました。そうしてきますと、僕の判断は限りなくレンジ7から当時の演習で発射されたものと、ある程度推定はできるのではないかなとそう思っておりますが、今の県警察の調査状況をお話ししてください。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 先ほど説明したとおり、米軍の関係機関に対して立入調査、それからいわゆる演習に行ったもの、部隊名等の照会をしております。また立ち入りとその関係者からの事情徴収について米軍側も認めるということで、その具体的日程について現在打ち合わせをしている状況であります。

○吉田勝廣委員 調査をどうこうするかという前に、今の弾しんだとかそれからその演習日に一致していると、そういうことで今の調査の皆さんの状況ですよ。例えばこの発射の角度が幾らだったとか、それから着弾が幾らだったと

か、それから弾痕にはどういう細かいいろんな状況があったかどうか。それはやっぱり科学的な捜査をしているわけですから、この辺はどうなっているのかな。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 発射の角度とかそういうものについては、まさに捜査の中身になることで具体的な内容についてはコメントできませんけれども、要するに提出を受けたこの弾しんにはライフリングマークがないということと、それから弾しんでありますので、例えば弾を特定するナンバーリングというんでしょうか、そういうのがない状況で、現在、米軍のものと特定するには至っておりません。

○吉田勝廣委員 ライフリングマークがないということは我々も承知しています。私が言っているのは新品だと、それからその傷の跡がありますね、それは鉄鋼弾ということを言われていますから。鉄鋼弾はかたいですよ、弾しんは。その傷つきぐあいであるとか、そういうところの調査はやっているんですか。またその仰角度とか入射角度とかそういう調査は今やっているんですか、現に終わっているんですか、県警察は。発表できなかつたらそれぐらいは言わないといけないんじゃない。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 先ほど、吉田委員のほうから鉄鋼弾という質疑がありましたが、鉄鋼弾ではなくて普通弾ということらしいです。それと、この発射角度とかについては現在照会中でありましてけれども、詳細についてはまさに捜査の中身にかかわることでありまして、説明は控えさせていただきますと思います。

○吉田勝廣委員 普通弾とすると、この弾しんに余計傷がつきやすいし余計にわかりやすい感じがするね、僕は。要するに僕が今聞いているのは、入射角度とか発射角度を調査をしているんですか、それが明らかになっているんですかだけでいいですよ。別に言わなくていいですよ、発射角度が幾らどうのこうのは。どうですか。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 照会中でありまして。

○吉田勝廣委員 ではこの報告書からいきましょう。米軍から3月31日の時点で皆さんのところに調査報告書が出されました。それを手元に置いてちょっと

議論していきたいなと思っておりますのでよろしくお願いします。まず、米軍は日にちが違っているということをこの文書で指摘しています。これはそうではなかったということが明らかになりました。それからここです、このeの部分でこのM2は広く使われているので、63年間この弾は広く使われているので、あちらこちらに分布しているよということで書いてありますよね。米軍の使用品目であり米軍の沖縄における訓練で広く使われてきたものであると書いてあります。これが新品だということはどういうことで捜査しますか。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、吉田委員から質疑の趣旨を改めて説明し、県警察が弾しんは新しいとっていることに対して米軍の報告書とは矛盾しないのか、報告書はずさんではないのかとの指摘あり。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 吉田委員のおっしゃるとおり、弾は比較的新しい弾しんでありますので、発射されていわゆるジャケット部分が外れてしんだけが残っているわけです。専門家の話によりますと、突き刺さった瞬間からさび始めるということで、発見されるまで3日ぐらいかかっておりますのでさびはあります。しかし新しいという状況です。これはもう総括になる感じがしますがけれども、4月1日に米軍側から報告書として提出を受けております。それによると12月13日に発見された弾しんは、演習場で行われた実弾訓練と関係がないという結論になっていると。それで、米軍側の報告書の結論の根拠となっている事項については、米軍側と認識の異なる点などがあることから、引き続き米軍側に対して文書による照会や幹部レベルでの協議などを行っております。県警察といたしましてはこの米軍との認識の異なる点等も含めて、今後とも米軍に対して協力を求めながら、事案の真相解明に向けて頑張りたいと思っております。

○吉田勝廣委員 その話はいいんですよ。今は結論を急ぐ必要は何もないです。僕が言っているのは、要するにこの報告書に基づいてそれを覆さないといけなわけでしょうということです。だからeの部分は、米軍としてはかなりいい加減な報告だと僕は思っている。前に進めます。このfの部分。皆さんは今の

ところこの演習はどこで行っているということで推定していますか、レンジは。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 まだこれの特定とかまで至っていないというのが本当でありますけれども、当然ながら近くにある演習場、レンジ7から発射された弾ではないかということも、捜査の視野に入れております。

○吉田勝廣委員 レンジ7から発射されたらろうということは推定していらっしゃるわけですね。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 視野に入れているということです。

○吉田勝廣委員 fの中では安全対策を米軍の演習のマニュアルに従ってやっていますから、ということで書いてあります。これはいいでしょう。恐らくM2の演習場は名護市辺野古にあるレンジ10とレンジ7のこの2つだけしかできませんので、今のところM2の演習は。それから今度はgですね、ここで7トントラックと言っています。県警察は米会計検査院の—1980年代に載った新聞記事に、ここの演習場はいわゆる不適切な演習場であると。その理由も僕はわかりますけれども、その理由はわかりますか。米会計検査院の報告した、なぜ不適切な演習場かという。新聞に載っているでしょう。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 私のほうでは承知しておりません。

○吉田勝廣委員 承知していないではなく、それを調べないと立証できないよ。だれか県警察で知っている人はいないの。これは新聞に載っているんだからわかるよ。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 いわゆる米軍からの書簡に関しては、この疑問点とか何とかに対しては現在米軍まで照会中で、まさに捜査中であるということで、細かい件については答弁を控えさせていただきたいと思えます。

○吉田勝廣委員 いや、だって米会計検査院が指摘しているわけよ。レンジ10とレンジ7は不適切な演習場だと。僕が言っているのはそれに対してどう分析しているのかですよ、なぜそうなっているかと。これは捜査とは関係ないですよ。捜査と関係あるんだったら大変なことになりますよ、公表されているんだ

から。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 先ほどから申し上げているとおり、個々具体的な報道に対してはちょっとコメントすることを差し控えさせていただきます。

○吉田勝廣委員 僕が言っているのは簡単なことなのよ。だって新聞も米会計検査院がと報道しているわけだから、この演習場は不適切であるとやっているのに。県警察はその理由はわからないの。あなたがたはこれから立証するんだよ。この文書に対して反論するんでしょう。我々も大体理解するよ、それは。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 吉田委員の新聞記事は承知しているかという質疑について、それに関連して県警察はどういう対応しているのかという趣旨の質疑だと思うんですけども。先ほども申し上げたとおり大変失礼でありますけれども、この記事については承知しておりませんでした。それと個々具体的な内容につきましては、まさに捜査の内容にかかわる部分になってくるということですので、答弁は控えさせていただきたいと思います。

○吉田勝廣委員 県警察は捜査、捜査と逃げるんだけれどもね。僕は捜査の話ではなくて常識の話をしているの。いわゆる米会計検査院はこの演習場が狭くて発射距離が長い弾は、弾道の先が地域住民にあるから、ここは落下するおそれがあるので危険だよと。だから名護市の事件がですね、制御装置つけたでしょう。これは承知している。名護市数久田の事件は制御装置をつけたでしょう。しかもその弾のいわゆる着弾も、そこもちゃんとやりましたよね。それはなぜだと思いませんか。米軍はどうしてそういうことをしたの。だからレンジ10は不適切だった。そういう制約制度をつくらないと着弾地も野放しだったらいけないので、米軍は安全対策のためにその着弾もしっかり決めて、それで演習再開をしたのよね。それは承知していないの。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 ちょっと私は承知しておりませんでした。吉田委員から向こうは射角を落としてという、制限をかけたというのは、今初めて知りました。

○吉田勝廣委員 これは非常に残念ですけどもね。当時のグレグソン在日米軍沖縄地域調整官、彼はそういうことで述べているわけですよ。私たちは安全

装置をしっかりと、やったんだと。グレグソン元在日米軍沖縄地域調整官の今の役割は知っていますか。今のアメリカ合衆国大統領の側近ですよ、軍事問題の。実際に彼がそういう話をしているわけですよ。そうすると今度は逆にレンジ7。これは行ったことありますか、見たことありますか、どこからでもいいから。入れなかったらいいんでしょうけれども。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 周辺からこう、その辺からレンジ7というのは私は見ておりますけれども、中には入っておりません。

○吉田勝廣委員 それでですね、例えば7トン車から発車するという想像、これはどういうことですかね。これも捜査上の機密ですか。7トン車からM2を使って8000発撃ったと。大体どういうことになりますか。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 県警察といたしましては、個々具体的な事案に対して捜査をしており、現在、流弾事案について捜査を推進しているところであります。また、今吉田委員からありました7トントラックから撃ったのではないかという質疑に対しても、また射角制御装置がついているかとかの質疑に対しても、まさに捜査の内容に関するものであり、答弁は差し控えさせていただきます。

○吉田勝廣委員 県警察ね、余りうそつかないほうがいいよ。理由はこれにこう書いてあるよ、gのところ。レンジ7において50口径訓練が行われた射撃は7トントラックの砲塔に登載されたM2と書いてあるんだよ、報告書にも。これは撃ったのは間違いじゃない、報告書に書いてあるんだよ。僕は別に推定しているわけじゃないよ、この報告書に基づいて皆さんと議論をしましょうねと言っているんだから。だからこの報告書の中で、7トントラックといったら大体何メートルの高さがあって、キャビンの上にマウントリングというのがあるよ。そこにM2を置いて回すわけだよ。恐らくこうして振動もするだろう、二、三名乗ってるんだから、馬みたいに。普通の陸上部分についてはちゃんと射角制御があって、沖縄タイムスに載っているのがありますよ。またあとは例のハンビー。僕が県警察に見せましたよ、M2の演習は大体3つの方法論があるよと。報告書に書いてあるのよ、これ。だからその高さは幾らですかと。マウントリングだよな、ここまで地上から高さは幾らぐらいですかと。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 まことに申しわけありませんけれど

も、この米軍から出された書簡については県警察本部長への書簡であり、その一つ一つについてお答えするような立場にはありません。御了承をお願いします。

○吉田勝廣委員 いや、その報告書に基づいて皆さんも捜査するでしょう。7トン車の高さが幾らである、それで演習するわけだから。これがなかったら絶対だめだよ、これは捜査の基本じゃないの。構成要件するとき、これはどういう説明をすればいいんですか。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 今、吉田委員がおっしゃったとおり、その辺も含めて当然ながら視野に入れて捜査をしております。ただ、今何をどのようにやっているということは申し上げられないということです。

○吉田勝廣委員 私たちが聞きたいのはね、もう事件から10カ月になっているよと、10カ月になるので県警察はどのような捜査をしているのかと。それを公表して、言えない部分はいいですよ、そして今捜査の段階で言える部分は言ってくださいと。7トン車があって、それは高いでしょうが。現にそれを8000発撃っているわけだよ、そこは振動もあるでしょうが。では皆さん方はそういうことを今捜査をしているんですか、していないんですか、その振動もだよ、キャビンの上に乗っているんだから。ここにまたこう書いてある。M2機関銃は縦方向・横方向ともに一切の動きをロックされた、固定された位置で使用されたと書いてある、こっちに。だから僕が聞いているのはそういうことなのよ。そこは報告書に基づいて皆さんに聞く必要があるのよ。当たり前じゃないか、向こうはそう言っているんだから。これは捜査の秘密でも何でも無いよ、向こうがそう言っているんだから。そういう状態はどういう状態だったかと聞く必要はあるんじゃないの、そうでしょう。間違いないよ、そんなことは、向こうは報告があるのに。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 今、吉田委員がおっしゃっている内容についても照会をし、一部は回答も得ております。しかし、この内容については捜査の中身になりますので控えさせていただきます。

○吉田勝廣委員 いや、私が言っているのは僕の推定じゃないですよ。向こうの、米国海兵隊の中将が黒木県警察本部長に公文書でもって送付しているわけよ。この中身はね、ではこれはどう固定していたんですかと。いわゆる7トン車というトラックの高さから撃ったんですかと。部隊名は何ですかとか、もう

部隊名も書いてあるでしょう、こっちにはちゃんと部隊も調査したと書いてあるんだよ、アメリカは。これは向こうが皆さんに報告をしている。その報告に基づいて皆さんは聞く権利があるわけだよ、我々だって聞く権利があるわけだよ、県警察なんだから。我々県議会は皆さんに対して聞く権利があるわけよ、僕は当事者じゃないんだから。こっちに全部書いてあるんだよ、ロックされたからバランスがとれますと書いてあるわけよ。2日間によって8000発と、レンジ7によって発射されましたと、ちゃんとこっちに書いてあるんだよ。だからレンジ7は推定するんじゃないかとレンジ7だよと書いてあるのに、何でそこまで隠す必要は何もないよ。だから発射始点はレンジ7で、それで8000発弾を撃った。わかることは7トントラックがやった、弾しんの腐食率はかなり新品に近い弾だったと。まだだれが撃ったかどうか部隊名は明らかにされていない。まずは部隊名を明らかにして、それはどの部隊があつてどういうことがなかったのかとか。それから今のそのロックされたもの、これは本当にロックされたかと。僕が何でレンジ10と比較検討したかというのは、安全装置をして彼らはやったんですよという言い方をしているわけだよ。また米会計検査院の問題もあるよと。だからそういう中で、7トントラックというトラックでまた演習をするというのはどういうことが起きるかなと。普通は向こうに固定されているあれがあるでしょう、射角制御装置がね。あれでこうして銃身を入れてまさに固定をするわけだよ、上下も横も。だからそういうことがあるので、僕は県警察に聞いているわけですよ。この報告のとおりどうなっているかというのは、僕の話に矛盾はないと思いますよ。僕は推定もしていないし、この報告書に基づいて僕の経験からいってこうなるだろうなと議論をしているんですよ。過去のレンジ10の事件も起きたわけだから。しかもこの射程が長くてね、飛ぶ弾はあそこは使ってはいけないよと米会計検査院は指摘していると。だから射角制御装置をつけたりいろんな工夫をして、安全を確認して使いなさいと言っているんだよと。しかし米軍はそうしたんですかということを僕は聞いているわけよ。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 今、吉田委員の御指摘の内容につきましては、当然ながら県警察としましては法と証拠に基づいて、鋭意捜査を進めております。先ほどから申し上げているとおり、この書簡に記されていることを含めて捜査を推進していきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 では県警察はこの立入調査というか捜査の名目の中で、これまでに立入調査を何回ぐらい求めましたか。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 各所轄署もやるし県警察本部のほうからもやりますし、即座に何回とは言えませんが回数も数回はやっております。

○吉田勝廣委員 それは皆さんは捜査の目的でしょうから、その日米地位協定と皆さんとの捜査のかかわりはどうなっているのかな。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 関連規定によりますと、この米軍施設内のいわゆる捜索については、権限ある者の同意または米軍捜査機関に嘱託をしてやると、そのようになっております。

○吉田勝廣委員 これは日米地位協定の中に捜索する場合には、そういう地位ある者の同意が必要だと。地位ある者の同意というのはどこの範囲ですか。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 日米地位協定上は第17条10(a)及び10(b)に合意議事録というところに、「合衆国軍隊の権限のある当局が、日本国の当局によるこれらの捜索、差し押さえ又は検証に同意した場合は」できると。当局の責任者ということです。

○吉田勝廣委員 だからこれは沖縄の司令官なのか、基地の司令官なのか、東京都の司令官なのか、外務省のもっとトップなのかと僕は聞いているんですよ。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 その都度、この演習責任者にどこと交渉すればいいのかと照会をし、その窓口を決めると。

○吉田勝廣委員 この文書の件に関してはG-3のこのウェイマン大佐と。大体沖縄県の演習場を管轄するのはG-3ですから、そのG-3の責任者というか、恐らく在日米軍沖縄地域調整官が最高責任者になるのかなと思いますけれども。皆さんの言うその最高責任者はその都度変わるわけではないでしょう。だって最高責任者なのに、この基地の司令官だったら大尉だったりするから。演習は基本的には大尉が責任を持つか、中尉が責任を持つかでやっているんだから。だからその部隊の管轄もいっぱいあるよ、ウィンドーも。だからその都度の責任者というのはちょっと抽象的であるわけね。だから基地の立ち入りがおくれたりする。連絡網がはっきりしていないからなのか、聞きたいのはこの辺ですよ。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 先ほどお答えしたとおり、訓練のこの現場の責任者を通して、現場の訓練をしている関係者を通していわゆるこの責任者はだれか。さっき在日米軍沖縄地域調整官とかという話がありましたけれども、必ずしもそういうレベルではなくて現場の責任者とその都度調整をしていくということです。

○吉田勝廣委員 いやいや、県警察が言ったんだよ。日米地位協定第17条10(a)及び10(b)があって、その基地立ち入りをする場合には最高責任者、責任ある者にその都度やらないといけないというから、僕はまた再質疑をしているわけよ。僕が言っているのはそういうことなんだよ。これは県警察が言ったんだよ。だから僕は責任者はだれですかと聞いたんだよ。もうちょっと答弁してよ、それはおかしいよ。僕はそう言ったことはないよ、皆さんがそう言ったからそう言っているだけの話で。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質疑と答弁がかみ合わないため、執行部が今回の事件に係る米軍側の調整先について補足説明を行う。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 一般的な話を今度は知事公室長に聞きます。例えば地方議員だとか我が県議会とか、あるいは市町村が基地に立ち入りするときには、現在、どういう手続をしているのか。いわゆる基地の立入調査をしたいということで、その手続条項とかいろいろあるでしょう、どこどこに申し入れるのか。

○又吉進基地対策課長 合衆国の施設及び区域への立入許可手続についてということですが、これはSACOの合意においてその立入手続が日米で合意されておりまして、その手続につきましては、この条文をそのまま読みますけれども、「合衆国の施設及び区域への公的な立入を希望する日本国の国民は、申請した立入日の遅くとも14日前に、この手続に附属する申請様式を用いて(b)から(d)までに定める経路のうち適当なものを通じて許可を申請する」と。(b)から(d)までとありまして分類がⅠからⅢまでございます。分類Ⅰは国会議員

それから日本国政府の中央機関の職員、分類Ⅱがいろいろあるんですけども、分類Ⅲに「立入を予定する施設及び区域が所在する都道府県内にある地方議会の議員及び地方公共団体の職員」というのが定められております。具体的には当該司令部に対して、14日前に司令官に対して立ち入りを申請するという手続をとっております。

○吉田勝廣委員 この2週間前に手続をすると、SACOの合意事項でね。基地対策課長、その前は知っていますか。なぜSACOで2週間前になったのか、その前はどうか。大体承知していますか。

○又吉進基地対策課長 具体的には承知しておりませんが、SACOの以前は、その問題が出る前まではそういったものが具体的に決められていなかった、ということが問題になったと記憶しています。

○吉田勝廣委員 SACOの合意する前は、大体1月前に手続を下さいということで話があって、そうすると1月前だからなかなか現場に立ち入りが難しいと。また、この日米地位協定第17条の関係から言うと指揮官が一今SACOでは司令官といったけれども、その当該の司令官なのか海兵隊の司令官なのかとか、もちろんこれは上部組織があるわけだから、海兵隊の司令官が許可、オーケーをとってももっと上からだめだとか、こういうふうに言われる場合も多々ある。多々あるのでそこは問題だろうと僕はいつも思っている。けれども、県警察は今10カ月以上になっている。このSACOの基地の立入条項が生かされていないということになる。2週間前に手続すれば、この演習場がある意味では危険を及ぼさないと、または米軍が使用しないとそういうのがあれば認めるんだよというのが普通なんだよね。だからある意味では県警察がなぜ10カ月かかったのかと。これはSACOの合意事項よ、最近の話。だから日米地位協定は運用では改善できないねと我々は判断するわけ、そういうことをやるから。だからそのところ知事公室長どうですか。

○上原良幸知事公室長 今までの話を聞いてきまして、今結論もおっしゃったとおりだと思いますけれども、いろんな手続的なことをやっても最終的には米側の裁量になるということなんです。ですから、これが従来の運用の改善により機敏に対応していくとできたんですけども、そろそろ抜本的な見直しが必要じゃないかという結論に至るものと思います。

○吉田勝廣委員 県警察はどうして10カ月かかったのかなど。ここはだれに聞けばいいですかね。石新刑事部参事官兼刑事企画課長はどうですか、なぜ10カ月かかったのかと。このSACOは2週間前に出しなさいと言われていたんだけど、これは司令官と言っているわけだから。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 吉田委員がおっしゃるとおり、今のこの合意事項であれば、2週間前に申請すれば基地内に立ち入る許可をしないとけないという規定になっております。しかし先ほど来私が説明しているとおおり、各種照会とかそれから鑑定とか今後の捜査のためにまた進めております。要するに町長が申請すれば2週間で入れるのに、何で県警察が1年たっても入れないかということです。それに対しては先ほど来答えているとおおり、この米軍の施設内における捜査については、権限ある者の同意を得てまたは囑託をしてという規定がされており、米軍当局に対して捜索について、立入調査についての要請をし米軍側もそれを認めるということで、現在、では具体的にいつどのようにしてやろうかという検討をしているところです。

○吉田勝廣委員 いや、だから僕が言っているのは、日米地位協定で当初は1月以上かかるものを2週間以内にしましたと、SACOは。SACOの運用事項の改善はいっぱいありますよ。だけどころいう事件に限って一まあいろんなこともありますよ、それは。どうして10カ月もかかってまだ協議中なんですかとしか我々は言いようがないわけね。県警察も悔しいでしょう、僕は県警察は悔しいと思いますよ。またそうじゃないと、沖縄県民の立場に立って公正・公平・中立で捜査をする以上は。現に10カ月も捜査ができないんだからそれは悔しいですよ。だから、米軍はまたローテーションがあるでしょう。この報告書によると、部隊名もだれが撃ってだれがどうしたかとか指揮官とか、アメリカは全部知っているわけですよ。基本的には知らされているのは県警察だけだ。これは本会議でも言いましたけれども、10カ月もたつと現にこの部隊が存在するか生存するかもわからないわけだよ。海兵隊はあっちこっち行くから。だから捜査は機敏でなくてはならないというのはわかるわけですよ、県警察も捜査の専門家ですから、その点はどうですかね。これも捜査中だから言えませんか。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 これは本会議で県警察本部長も答えておりましたけれども、この部隊がいるかどうかというものに対する照会等も今やっております。繰り返しになりますけれども、この事案の真相を解明する

ために県警察としては、引き続き法と証拠に基づいてさらに努力を推進してまいりたいと思います。

○吉田勝廣委員 法と証拠に基づいてと、これは非常に立派な言葉ですから、これをその中にもうちょっと正義とも入れてくださいね。法と正義を入れてください。そうしないと、今の日米地位協定とかアメリカの状況では正義が入っていない。正義が真っ当に施行することができない。だからそういうことを我々は常に思っているわけです。だからそのことは恐らく県警察の皆さんも歯がゆいと思いますのでね、この辺はやっぱり米軍に物申すときはきちっと物申して、どうして10カ月かかったのかというね。これは政府も外務省もそういう形で追求すべきじゃないかと僕は思います。そういう意味で今後の推移を見てですね、最後に僕の調査によると、このレンジ7で2回演習をしている。僕は1回は目撃している。2回はちょっとよくわからないが、2回は恩納村から僕に電話で、2回あったと言われている。そうすると、沖縄県は今まで事実が究明されない限り、演習中止を言わないというのが沖縄県の方針だったわけね。僕が言っているのは、事実究明がされない限り演習は中止すべきだといつも思っているわけです。事実が究明されない限り、演習は中止すべきじゃないのかと、これは僕のいわゆる判断。それは沖縄県もそういう判断になってもらいたい。これは沖縄県民のためだから。日米地位協定も矛盾があるわけだから、10カ月も捜査ができない以上はね。だからこれはもう大変なことですよ。最後に知事公室長の意見を求めたい。

○上原良幸知事公室長 今回の流弾事件につきましても、県としては県警察の捜査に対して米軍側に協力をお願いするとともに、もしこれが米軍側のものだったという場合に、安全対策がなされるまでの間は実弾射撃訓練を中止するように要請をしたところでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり日米地位協定につきましても、米軍に裁量権等々やっぱり運用の改善のみではなかなかもうもたないのではないかという認識がありまして、今後、例えば沖縄といいますか自治体の要求、そういった要請がどういうルールで上に上がってくるか、例えば日米合同委員会に今自治体は参加できないわけですがけれども、去年の12月には渉外関係主要都道県知事連絡協議会と在日米軍それから日米両政府が入ったそういう場を初めてつくったわけですがけれども、そういう形でどんどん地元の声がどういう形で反映されていくのか、あるいはそれにどう対応していくことのルールづくりがこれからの地方分権推進、あるいは地方主権の確立という観点からもそういう土俵に上げるべきだと考えております。

○吉田勝廣委員 一言だけ、こうっておきましょう。事実究明に協力しない米軍なんだよ、今10カ月もたっているんだから。だから事実究明を待って、これが米軍の弾だったら演習中止を言うよということは間違い。要するに、この事実究明が延々とできない場合に、この問題はまた弾が飛んできて初めて、ああそうだったのかと。僕が言っているのは、事実究明に協力しないこの10カ月、こういうのもあるわけだから、やっぱり県は138万人のね、県民の命と財産とそれを守る以上は、県は守らなければならない役目があるわけだよ、任務がある。そうしている以上、やっぱりこれは米軍に対しても強く、事実究明が現時点で究明されない以上、やっぱり演習は中止するべきではないかというのが姿勢じゃないの。僕はそう思っているけれども。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 まずは陳情第161号、東村高江区の問題ですけれども、きょうはこの中にもあります仮処分の申し立ての最後の日になっておりますよね。その件について少し知事公室長のほうから、今の住民が仮処分になっているところ、その辺の見解からまずお聞かせください。

○上原良幸知事公室長 国によりますと、平成20年11月25日に北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事を安全かつ円滑にするため、工事に反対する人々を債務者とする通行妨害禁止及び工作物撤去の仮処分の申し立てが、那覇地方裁判所を窓口に行われているということでありまして、県としましては現在その仮処分の手続が裁判所によって係争中であるということから、今後の司法の判断を見守ってまいりたいと考えています。

○山内末子委員 この問題は本当にすごい大きな権力の行使だということで我々からすると、私もその現場に行きました。そうして見ますと住民の皆さん方が、本来安全かつ工事を妨害しているとかという状況ではないんですよ、実際に見てみますと。そういう状況ではないのにもかかわらず、本当に地域のそばの全然工事の邪魔にならないような形で、住民の切実な訴えをその地域で監視をしているところに、司法が入っていくところのその恐ろしさを考えていきますと、沖縄県が今本当に大きな問題を抱える中で、基地に対してノーだという声を出してはいけないんだという、住民を制圧するような運動に今なりかけ

ている。そういう地方の権力の行使ということで住民自治ですとか、住民の権利までも奪っていくような司法に対しまして大変憤りを感じておりますが、その中で知事公室長はそちらの場所に行ったことはございますでしょうか。

○上原良幸知事公室長 まだ行ったことはございません。

○山内末子委員 この問題は大変大きい問題だと私は思っております。東村高江区の問題も今建設とそういう問題と、この陳情の中には建設中止の問題が要旨の中に入っておりますけれども、その建設をストップさせるために住民の皆さんが自分たちの意思さえも権力で抑えつけられるという、そういう状態が起こったときに、県としてはやはり実際にその状況をまず見てみることに、これはとっても大事なことだと思いますけれどもどうでしょうか。

○上原良幸知事公室長 私はまだ行ってないということを申し上げましたけれども、これまでに知事もたしか2年前に行かれましたし、もちろん担当者も行っております。私も日程をとってこれから行くということは検討したいと思っております。

○山内末子委員 この件についてはこの要旨の中には入っておりません。きょうが仮処分の最終日だということでこれからあしたにでも、本裁判になってもいつ裁判になっても構わない状況が実はあるということでしたので、きょうの仮処分の最後の日をもって、あしたからは本当に住民の皆さんがいつ裁判になっていくんだという危機感や恐怖を覚えながら、これからも東村高江区の問題について皆さんが今必死でそれでも建設中止を訴えているということを、知事公室長もぜひ住民の声もまずは聞いていただきたいなと思っておりますが、住民の皆さんの御意見を拝聴する機会ということも、裁判と関係ないとしても今の状況を住民の声を伺う、そういう機会をぜひ設けていただきたいんですけれどもどうでしょうか。

○上原良幸知事公室長 今の表現で、住民の皆さん方が大変恐怖を持っているというような、裁判手続であってはならないことはまず申し上げて、現在そういうことで、係争中であるということでコメントは差し控えたいと考えております。

○山内末子委員 できる限りコメントはぜひいい形で実現できるようにお願い

をしたいと思います。本題に入りますけれども、この中で、現在、実際にヘリパッドが15カ所運用されておりますけれども、結局そのヘリパッドについては廃止だということで、それで新たなヘリパッドをとということなんですけれども、なぜ新たに6カ所建設されないといけないのか。記の4番ですね、返還後も残存するヘリパッド15カ所の運用及び新たなヘリパッド6カ所の建設理由に関する調査並びに調査結果を公開することとありますけれども、その公表についてこちらの処理概要の中ではきちんとされているんだと、聞いている中での範囲ではあるんですけれども、この調査を公表することがどうしてできないのか、その辺を少しお聞かせください。

○上原良幸知事公室長 この陳情の趣旨ですけれども、ここで建設理由に関する調査結果ということがどういう趣旨で言われているか、ちょっとなかなかわかりにくいところがありますけれども、もともとこのヘリパッドを移すに当たっては、SACO最終合意において北部訓練場の—SACO最終合意というのは、沖縄から5000ヘクタールの縮小、そのうち4000ヘクタールといったらほぼ8割近くが北部訓練場なんですね。その大部分を返すために、そこにあるヘリパッドを残るところに移すというのが基本的な経過ですので、ヘリパッド6カ所の建設理由に関する調査結果と一理由そのものは今言ったように、北部訓練場の過半を返すためにここに移設するんだというのが建設理由になっています。ですから、これ以上何を公開してくれというのがちょっと陳情の趣旨がわからないところがあります。

○山内末子委員 新たに建設されるヘリパッドというのは、機能的なものとしては今までとどう違いますか。

○上原良幸知事公室長 今までの機能と今回設置されるヘリパッドの機能なんですが、特に異なるというようなことは聞いておりません。

(知事公室長の答弁に対し傍聴席からヤジがあったため、委員長が静粛を求めた。)

○山内末子委員 機能が変わらないのであれば、どうしてそこに新たにつくらなければならないんですか。

○上原良幸知事公室長 北部訓練場の過半を返すわけですね。そこにヘリパッ

ドがあるやつをどこかに移さないといけないと。返されないところに移転するという事です。

○山内末子委員 機能的には違わないのに、それをまず返すことが前提ですよ。返す基地があるから、その中で返しながら機能的には同じような機能を持っているヘリパッドを新たに6カ所建設するという事で確認していいですか。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部が答弁の趣旨を説明した際、傍聴席から再度ヤジがあり、委員長が静粛を求めた。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

山内末子委員。

○山内末子委員 今おっしゃるように6カ所が新たなヘリパッドの建設地域になっております。その地域に、近くに存在する東村高江地域の皆さんたち、その皆さん方からすると強化なんですよね、今おっしゃるように。皆さんからすると機能も変わらないまま返還するところがあって、その沖縄本島北部地域の中でそれは移動だと思ってるのかもしれませんが、それは実際には基地の強化につながっている。その件について県としてはどう思っておりますか。

○上原良幸知事公室長 SACOの最終合意の条件としてついているわけです。返すところにあった7つのヘリパッドを6カ所にして、それを引き続き返されないところに移すということを条件に、北部訓練場の移設をこれからやっていくということです。県としてどうこうというコメントは差し控えたいと思います。

○山内末子委員 地域の皆さんのお話を聞いてみますと、住宅の中で実際にヘリコプターが銃を向けて、住民に対して銃を向けているような訓練もあるということ。そういう訓練が実際こういうふうにヘリパッドが近くなりますと、今よりももっと厳しい状況のところ必ず出てくるんですよ。それが目に見えているんですよ。もちろんそれはSACOの合意、それは上の皆さんが決めたことでわかってはいます。しかし、ではそれをどういう形で住民に対して本当

に安全で安心な生活を、我々県民として県のほうが考えていただけるのか、それがもう全く見えないような状況ですので、住民の皆さんの怒りというものは、今傍聴席のほうからありますけれども、声も上げたいのは当然なんです。その状況がいつまで続くのかということを見ると、本当にもう厳しい状況という一ずっと監視小屋で見守っている皆さんの状況を考えますと、これは本当に県のほうがもっともっと声をかけていっていただいて、状況を把握してどうなんだということを、県自体もこれは結論をつけていくような状況というのは絶対必要だと思うんですけれども、どうでしょうか。

○上原良幸知事公室長 基本的に今回、名護市辺野古もそうなんですけれども、とにかく移設する先の地元住民の安全性等々、騒音も含めてなんですけれども、いろんな対策を十分にとっていただくということを常に我々は申し上げておりまして、例えば飛行ルートの問題でありますとか、そういうことを要請したところなんです。ですから県としては、あとはまた国による関係調査の結果とかあるいはその関係する市町村の意見等を踏まえながら、こうしたその自然環境、あるいはその地域住民の生活に十分配慮すべきであると認識しております。

○山内末子委員 もちろん、県としては米軍に対しましても日本政府に対しても、これまでも安全・安心な生活を、ということを強調して求めているということはわかっております。しかし先ほどもありましたけれども、金武町伊芸区の問題もあったりして、そういうふうに米軍がいろんな形で注意を払っているといっても、実際に訓練の場所に住民が隣接するわけですから、全く安心・安全でないということが、もう確認できているわけなんですよね。100%安心・安全な地域ではないということが確認できているわけなんです。ですから私たちは、100%安心・安全な地域に住んでいる住民を守っていききたいということがありますので、その100%に近づける努力を県としてはどう構築していくのか、その辺を知事公室長のお考えをお聞かせください。

○上原良幸知事公室長 それはもう地域の住民、県民にとって基地とか迷惑施設とっていいのかわかりませんが、それについては何らかの影響があるということは、これは避けられないわけではありますけれども、それでも可能な限り、そういうことを削減していくというような努力はこれからも続けていきますし、そのための声を聞いて反映できるような、国あるいは米国に対して物申すようなルールをこれからきちんとつくっていく、それが先ほどから言っておりますけれども日米地位協定の改定ということにつながるんだろうと思

っています。

○山内末子委員 この件についてはまたほかの委員がやるでしょうから、以上で終わりたいと思います。

次に、陳情第186号、環境アセスメントの問題ですけれども、きょうは午前中で多分知事意見がもうすぐ出るかなと思っておりますけれども、この陳情に書いてあります陳情第186号のほうでは、今回のアセス準備書に加えられた知事意見に対する事業者見解を作成させ、これをアセス評価書作成前に提出・公表するよう決議することということでありましてけれども、それともう一件で、この事業者見解を踏まえての公聴会を開催させることを求められておりますけれども、この件について、今は公聴会それから公表することは考えていないようですけれども、この辺をもう少し具体的にその理由をお聞かせください。

○金城康政環境企画統括監 こちらにも書いてありますように、沖縄防衛局のほうの環境影響評価書作成前に提出・公表というのは、これは事業者である沖縄防衛局のほうで判断するというんですか、提出することであって、この環境影響評価法あるいは条例等においてそういった定めがないものですから、そうしなさいということではないですということです。事業者で判断をしてやることですということです。それから公聴会につきましても、県による公聴会の開催について特段規定もしておりませんので、今開催するということにはなっておりませんということです。

○山内末子委員 まず公聴会については、もちろんこれは法律上それから県の条例とかでも規定をしていないというんですけれども、これだけ県民が本当に注目している環境アセスメントであって、それとその準備段階から環境影響評価準備書、いろんな段階の中で専門家の皆さんたちからすると、この環境アセスメントは本当に欠陥だらけの環境アセスメントだという指摘があったりして、その中でやっぱりもっと県民に対してどういうものだということで、その公聴会を開きながらそれを県が実際にやっていくことが、県民に対してもしっかりと説明責任ということも含めて、ぜひこれは考えていただきたいんですけれども。別にこれは県のほうで条例にないからといって、やってもいけないということでもないんですよ。ですから行うということを考えてもいいんじゃないかと思っておりますけれども、あえてやっていないのか、それとも条例にないからやらないでいいのか、その辺をもう少し具体的にお願いします。

○金城康政環境企画統括監 これまで手続の流れの中で、まず環境アセスメントの手続というのは、事業者が当然十分な環境配慮をどうしていくかということで、外部の意見を取り入れるということで住民意見等も取り入れる、そういうことをやっておりますし、そしてその環境影響評価方法書、同準備書の段階また同評価書も含めましてですけれども、知事の意見を聞くということで、知事がそういった意見を述べる場合に、当然我々は専門的な審査会の意見あるいは名護市長、宜野座村長、それから地域の住民からの意見というのを勘案してから、こういった意見書をつくっておりますので、その意見を踏まえて、あとは事業者のほうでこれをどうするかということの判断だと思いますので、今特段公聴会というのは考えていないということでございます。

○山内末子委員 住民のほうから5000件余りの意見が出たようですけれども、その件については皆さん一件一件お読みになったんでしょうか。

○金城康政環境企画統括監 住民意見につきましては、事業者のほうで件数等を取りまとめて5000数百件来ておりますけれども、それについての概要という形の報告が来ておりまして、その中で環境保全に係る部分ということで、当然事業者も配慮しているんでしょうけれども、県としてもそれについては配慮していくという形で、環境アセスメントの手続というのが、環境について環境の負荷等をどういうふうに低減してやっていこうかという一つの手続の流れですので、単純に反対とかそういった意見等については、我々のほうではこれは対象外というか審査外ということで除外をしているということです。

○山内末子委員 今概要が入っていると思いますけれども、約5000件の中でどういった意見が一番多くて、それは全部表になっておりますか。

○金城康政環境企画統括監 住民意見の審査の概要ということで、意見の総数ということで5317通、そして同じような趣旨のものは整理しましてトータルとして942件の意見の概要となっております。対象事業の目的内容だとか、そういったものが90件ありますけれども、調査及び予測評価のものにつきましてはトータルで609件、それは大気の問題それから騒音・振動とかそれぞれ個別にいろいろとありますけれども、生態系の問題といろいろありますけれども、これが609件と。それから環境保全措置だとか総合評価等があります。そしてその他ということで、手続の進め方とか環境影響評価準備書に関する以外のものとかも含めまして、942件というのがあったということでございます。

○山内末子委員　ちょっと前後しますけれども、公聴会についても全国の中でこういった建設を行うときには、ほとんどの事業の中で公聴会を行っているのが全国的な例ですけれども、沖縄県の場合にこういった、本当に全国から注目されているような建設をする際の、この環境アセスメントの公聴会が行われないうこと、これは県としても大きな汚点を残したまま、もしこのまま事業が進められるようなことになれば、県としての責任も大きなものが出てくるんじゃないかと思えますけれども、そういったことを踏まえてもう一度考えていくというか再考していく、なぜできないのかともう一度お聞かせください。県の責任という面からぜひお願いいたします。

○金城康政環境企画統括監　公聴会の趣旨というんですか、そういったものについては利害関係者だとか学識経験者などと呼んで、いろいろ意見を聞く制度と理解しておりますけれども、県におきましては事業者から送付された住民等意見の概要、そういったものの考え方というんですか、見解。それから利害者を含む住民等の意見については、これはそういったもので把握できると。それから専門家の学識経験者等のことにつきましては、沖縄県の環境影響評価審査会の意見をこれまで10回以上開催してやっておりますので、それで十分やっているものと認識しておりますので、公聴会を開催する考えがないということでございます。

○山内末子委員　新聞報道の中では、検証が大変簡単なんだと、とても不備があるんだということやずっと検証されていますよね。専門家からもそういう指摘がある、けれども県としては別にそれについてはいいんだというようなお考えだと思いますけれども、とても県の姿勢が本当に軽いような気がいたしますけれどもどうでしょうか。

○金城康政環境企画統括監　今の提出されております環境影響評価準備書の図書につきましては、審査会のほうからもかなりの答申がありまして、埋め立ての部分につきましては31項目の259件、それから飛行場関係については28項目の153件ということで、内容等についてかなり注文があるということは我々も承知しておりまして、知事意見をきょう送付するわけですけれども、その知事意見の中には当然その答申をすべて踏まえて、しっかり予測・評価等も含めて、一部やり直し等も含めてそういうことを求めておりますし、答申にありました意見はすべて網羅しております。それから知事意見のほうには、我々は環境関

係機関等もありますので関係課のほうからもいろいろ意見等を踏まえまして、さらに埋め立てに関しては57件の追加注文というか意見をつけておりますし、飛行場に関しても33件の意見を出しておりますので、そういう中では非常に我々は十分それなりに審査をして、事業者に対して環境の保全の措置等についてやるようにという形の内容を審査したつもりでございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後 1 時23分再開

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

金城康政環境企画統括監。

○金城康政環境企画統括監 先ほど申し上げましたのは公聴会の趣旨として、地域住民というんですか、県民の意見、それからあともう一つには学識経験者等の専門的な意見を聞く場だと認識していますという話をしました。そういう意味からでは、まず学識経験者等については、県のほうでは沖縄県環境影響評価審査会という専門家の審査会を設けていますので、そこから多くの意見等もいただいていますということで、それについてはそれで、またその足りない部分については、それ以外の法の専門家だとか、ジュゴンの専門家とかそういう面で招聘をして意見を聞いていますので、それで一応足りているという認識で、また県民の意見等については事業者のほうで一応集約をして、環境影響評価準備書の中に入っていますので、それを受けて県のほうでは知事意見をつくるということです、公聴会は考えていませんという内容を説明したつもりです。

○山内末子委員 住民からすると、本当に今回の件については環境権の件ですとか、あるいは生活権の件ですとか住民の生活に密着したところがありますので、そういう意味ではぜひ県のほうからも、しっかりと意見を聞いていただくという作業がとても必要だと思うんですよ。もちろん、今事業者のほうで意見を聞いておりますけれども、その5000件という中で集約すると900件ぐらいの意見になっているかと思っておりますけれども、それはあくまでもその皆さん方の声でありまして、それ以外の皆さん方の声というのも大変重要だと思っております。そういう意味で公聴会というものが必要ではないかということをお願い申し上げます。

ているつもりではあるんですけども、それであるんでしたら今回もうすぐ出るでありましょう知事意見の中に、その住民の意見が十分に配慮された意見になっていると書いてありますけれども、どういうふうにしてこの住民の意見が知事意見の中に反映されているのかどうかお聞かせください。

○金城康政環境企画統括監 まだ知事意見は手交はしておりませんが、一応はこういう内容をとという形のもので御説明をしておきますけれども。特にジュゴンの問題だとか航空機騒音の問題、それから潮流等ですね、そういった水象については住民からの主な意見がありました点については、十分答申のほうでもそうでしたけれども、県知事の意見でもこれは網羅して反映させているつもりでございます。

○山内末子委員 今回の概略だと大体思ったとおりではあります。ではもう少し具体的にお願いできますか。

○安富雅之環境政策課長 意見の概要ですけれども、当初環境影響評価方法書に記載された事業内容はわずか6ページであったが、100ページもの追加修正資料で新たに事業内容が追加され、さらに今回4カ所ヘリパッドなどが追加されたといった意見がありますけれども、それについても知事意見に反映しております。それからオスプレイについては配備するという報道がなされているけれども、それがもし配備されるのであれば、環境アセスメントを実施するべきであるのではないかという意見についても、一例ですけれども反映しております。それからタッチ・アンド・ゴーですけれども、タッチ・アンド・ゴーについても訓練では滑走路がV字型になっても何の意味もないという意見がありますけれども、そういったタッチ・アンド・ゴーについても環境アセスメントはするように意見を言っております。それから飛行ルートですけれども、飛行ルートについても特定する必要があると住民の意見があります。それも知事意見のほうに反映しております。それから大浦湾の埋め立てに関するものです。わざわざ水深の深い大浦湾を埋める計画になっているが、その必要性が理解できないといった意見もありますけれども、そういったものについても反映させております。

○山内末子委員 この間の作業の中で、先日審査会の方々から専門家の三宅弁護士それから倉阪氏を呼んで意見を聞いておりますけれども、その中で倉阪氏のほうから、今回の件についてはこれまで何度か事業が変わっていった、

作業の中でヘリパッドの問題ですとか、あるいは海砂の調査の問題ですとか、そういう変わっていくことに対して、やはりこれは違法だということでのやり直し作業を求めることですとか、そういう意見が県の沖縄県環境影響評価審査会の中ではありましたけれども、そういうものはどう反映されているのかどうかということについて、もう少し具体的にお願いいたします。

○**金城康政環境企画統括監** 沖縄県環境影響評価審査会での倉阪教授の意見につきましては、追加資料という形で何度かあったということに対しては、この環境アセスメント制度の趣旨から顧みると出し直しというんですか、やり直しをさせたほうが適切であった、というようなお話はありました。しかしこれについても、考えるんですけれども、環境影響評価方法書に対する知事意見の内容を充実させるべき、ということで沖縄県環境影響評価審査会の意見を踏まえて追加資料の提出という選択を県がしたことについては、それは裁量の範囲内であり違法ということではないということで、沖縄県環境影響評価審査会の中でもそういう説明はありました。

○**山内末子委員** それでは今回の知事意見の中には、こういう指摘に対してしっかりと県が指摘した内容になっているのでしょうか。

○**金城康政環境企画統括監** 内容的には、やはり個別には追加資料とかこういったものが再度ないようにということもありますし、それから環境の負荷の低減等については、精度の高い予測、そして根拠を明確にした評価を行って、ちゃんとやるようにという内容の趣旨を知事意見の中に盛り込んでおります。

○**山内末子委員** もうそろそろ出てくるのかなと思いますけれども、やり直しの声が多くある中、そういうやり直しのような、環境影響評価準備書の知事意見になっているのかどうかを今お答えすることができませんでしょうか。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から環境アセスメントの仕組みについて説明)

○**渡嘉敷喜代子委員長** 再開いたします。

山内末子委員。

○山内末子委員 だからこそ今もうやり直しという形にはなっていないと思うんですけれども、知事が意見を出していきます、その知事の意見が出た中で、それってとても今回一まあ政府もかわりまして、知事意見というものを今本当に重視しているわけですよ、待っているわけなんですよね。その意見を見ながら、政府としても今後の方向性という形を決めていくのかなという、それぐらい重要な知事意見だということになっていきますと、これまでその環境影響評価準備書の段階からいろんな形で専門家の皆さん、それから住民の皆さんからも不備がある中で今つくり上げてきた。それを見ながら知事が意見も出していくでしょう。環境問題とかそういうところは、実際知事のほうも先ほどの報道を見た限りでは、しっかりとそれについては聞いていただいている部分もあるかと思えます。ただその一方には、やり直しという問題も出ていないかと思えますけれども、それを環境影響評価書という形になっていくときに、事業者の皆さんにぜひ環境影響評価書になる前に、しっかりとそれはどういう形で進められていくかということとを先に提出をしていくということは、これは今後の方向性を含めて大変重要なところだと思っておりますので、何も知らされないまま環境影響評価書になるのではなくて、環境影響評価書の前しっかりと県のほうにも、それをどういう形で今進められているんだということとを提出していく、それから県民のほうにもそれを提出していく、そういう開かれた環境影響評価書になっていくことが、とても大事だと思いますけれども、県の皆さんだとそれについても必要ないということですが、それは求めていく大きな姿勢というか強い姿勢というのが必要だと思いますけれども、どうでしょうか。

○上原良幸知事公室長 この間いろいろと検討してまいりまして、後ほど提出しますけれども、基本的には住民意見を踏まえた答申が出ましたと。この答申を踏まえて、ほぼ答申どおりに内容を書き込むということにしてございます。それでその意見書を出して、これから環境影響評価書がどの時点で出てくるかはわかりませんが、それは事業者において今回出された知事意見を踏まえて、いろんな修正なり意見等なりが加えられたものとして環境影響評価書が出てくるということですので、当然環境影響評価書にこういうことをやりなさいとか、あるいはこういった調査をなささいとか、そういうことも求める形のもので今回の環境影響評価準備書の知事意見だと。それを踏まえて事業者は環境影響評価書をつくる段階で、また今意見書に書かれたことをチェックしながら同評価書を出してくると考えております。

○山内末子委員 事業者はそれを進めたい側であって、もちろん県民の中でも

意見が割れているところもありますけれども、知事にはその事業者の意見と違う県民の意思をどうしても知事意見としても集約をして、それを環境影響評価書に盛り込んでいただいて、これが県民の総意だと思うんですよね。大多数の意見だと思います。そういった意見がその環境影響評価書に反映されないような評価書が出てきてしまうと、これは県民の意思ではないということも出てきますので、それを事業者のほうにぜひともこの知事意見、それからこれまでの流れの経緯のことも含めて、同評価書を出す前にもっと具体的に提示をしていただきたいというのがこの趣旨だと思うんですよ。だからそれを県としても強調していただきたいということを求めているわけですがけれども、知事公室長、もう一度その件についてお願いいたします。

○上原良幸知事公室長 先ほど金城環境企画統括監からもありましたように、これまで手続で県民の意見も約5000件出てきましたと。審査会の意見も出てきましたと。それを集約して、我々も知事意見をいつまでに出すと期限があるわけですよ。その中で、さらにまた公聴会を開いて県民の意見を聞くというような、極めて期間的な問題もありますので、さはさりながら、かなり審査会の意見を尊重した形の意見書として、専門的、技術的なことが結構多いですから、あくまでも技術的な観点の記述といいますか、そういう事項が多いわけですからね。それについては課題は、網羅とまではいいませんが、書き込んであるのではないかなと考えております。

○山内末子委員 実は私たちは環境アセスメント自体が建設ありきだということで、本来でしたら環境アセスメントについては、別に今の時点では本当に北澤防衛大臣のほうから撤回をしてもらいたいぐらいなんですけれども、そういう準備の段階の中でいろんな形で今行われておりますけれども、本当にそういった意味でこの知事の意見というもの、そしてこれからの環境影響評価書がこの建設自体に本当に大きな影響を与えるということで、県民も注視しておりますので、どういう形なのかというのはちょっと本当に気になる場所ですけれども、本来でしたら意見を聞いて質疑をしたかったんですけれども、それはまた午後2時に知事意見が出た段階でほかの委員のほうからあると思いますので、終わりたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 陳情第151号の1点についてお伺いさせていただきます。この基地外の住宅というのはどのぐらいですかね。五、六年ぐらい前からどんどんと坪数の広い、家賃も高いという大きなものがかかり建ってきているんですが、現在の状況は把握しておりますか、この米軍人の住宅の戸数というもの。

○又吉進基地対策課長 県が在日米軍沖縄地域調整事務所に確認したところによりますと、平成19年9月7日現在というのが最新の数字でございます、貸し住宅登録数が6098戸、契約数が5107戸となっております。

○桑江朝千夫委員 これは2年前の、平成19年の数ですね。6098戸、そして入居数が5107戸。率にすると入居率は相当高い数値になっているんですが、この住宅の家賃、一番低いのと高いの、そして平均というものを知りたいんですが。

○又吉進基地対策課長 県として公式に把握した数字というのは実はございませんで、ただ、沖縄銀行経済研究所というところが出している文献で、これしかないのですが、これを御紹介いたしますけれども、一部屋約11万円の20坪、4部屋で27万円余りだと41坪というような民間の調査結果が出ております。県は公式にこれを把握しておりません。

○桑江朝千夫委員 この家賃の件に関しては次にやりますけれども、まず6098戸、まあさらにふえ続けていると思っているんですけども、これは何年前からその傾向が出てきたんでしょうか。

○又吉進基地対策課長 大きな傾向というのはちょっと承知しておりませんが、この基地外居住が問題というんですか、そういうものになったのはこの2年ぐらいでありまして、ちょっとこれから増加していくかという傾向についてはちょっと申し上げられないですね。

○桑江朝千夫委員 知りたいのは、これは需要があるから地主の皆さんはどんどん建てていったのか、あるいは基地の米軍の方針があって、なるべく家族持ちの米軍人は基地外に出て県民と交流しなさいと、そういった方針があったのかどうか。この方針をいち早く察知をして、不動産あるいは建設界の皆さんがそこに進出したのではないかという懸念があるものですから、その傾向と言ったんです。バックボーンとしてそういったのはなかったですかね。

○又吉進基地対策課長 そうやって基地外居住を奨励するような方針というのはちょっと確認しておりません。ただ、御承知のようにことしの7月に基地内居住を義務づける方針を承認したというのはございますけれども、基地外居住というのは私どもは確認しておりません。

○桑江朝千夫委員 顕著に、本当に四、五年前からきれいな米軍向けの住宅が確実にふえてきているんですよね。そしてあるまちに関しては、暗がりだったところも大きく開墾をして、ある不動産が大きく買ってここに何戸か建てて、それによってこの地域が明るくなるという利点もあるんですけれども、そういったものを自然発生的に、米軍人はそういう奨励をなしに来たのか、どうも僕には信じられないんですよ。それである面から聞きますが、基地外に居住するためのこの軍人の手続というのは簡単なものですか。どういった方々が基地外に居住することができるか把握していますか。

○又吉進基地対策課長 詳細な手続等についてはちょっと今資料がございませんけれども、基地司令官の許可が必要であると聞いております。

○桑江朝千夫委員 僕はこれはですね、リーマンショックの沖縄版みたいになりはしないかと大変心配をしているところなんです。平成19年で約6000以上の戸数があつて、しかも家賃は11万円とか、高いところは27万円とか、実際にはもうちょっと高いですよ。平米数も高い。そういったものを建てられている状況というのは、米軍はわかりながらも基地内に住むように義務づけられるということになると大変なことが起こりますよ。そういう状況になるという危惧はありませんか。想像はしたことありますか。

○上原良幸知事公室長 今回のリーマンショック等々の景気問題を含めて、なかなか事実関係ができないという段階で、予断をもってというわけにはいきませんが、先ほど又吉基地対策課長もお答えしたように、基地外に住むことを奨励したということもないということからしますと、投資ということも含めて住宅をつくった部分もあるのではないかと。もちろんそれはなかなか事実把握ができませんけれども。ただ言えますのは、これから米軍海兵隊を中心に減っていくわけですから、今現在でもこういう状況というのはかなり厳しいということは予想しておりますけれども、そのためのどういう影響があるかについては我々は関心を持ってこれから見守っていかなければならないし、その対策についても国に要請しなければならないのではないかと考えております。

○桑江朝千夫委員 処理概要の中に嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等に伴う跡地利用、駐留軍従業員の雇用と一体の問題であるというような処理ですが、そういった重要な問題と同レベルで考えているんだと、そして同レベルとして扱って対処していくというお考えの概要として受け取っていいんですか。

○上原良幸知事公室長 これは当時の北原防衛施設庁長官もそう言っておりますし、これまでに貸し住宅の協会の役員の方々と意見交換をしていますので、実態を把握した上でそういう位置づけの方向で頑張っていきたいと思っております。

○桑江朝千夫委員 この米軍人基地外の家屋が多い地域、市町村は把握していますか。

○又吉進基地対策課長 登録数で申し上げますと、北谷町が1718戸、沖縄市が1715戸、全体で6098戸ですので、この1市1町で半分以上ということです。

○桑江朝千夫委員 嘉手納基地周辺、沖縄市、北谷町が経済的に大変な状態になると、大変不安で仕方ないんです。処理概要の地域経済にどのような影響があるか見守っていきたいということではなくて、ぜひシミュレーションをして対処する方法を講じるように、もちろんこんな大きなものの責任は県ではなく米軍と政府にあると思っています。そこら辺の対策がとれるように県は今後対策、動きをしていくのか。知事公室長、お願いします。

○上原良幸知事公室長 先ほども触れましたけれども、どう因果関係があったかどうかも含めてこれからいろいろと実態の検証を、もちろん県だけではなくて沖縄防衛局あるいは防衛省、米軍等々とも連携しながら、そういう実態を把握した上で対応策を考えていくという姿勢であります。

○桑江朝千夫委員 ぜひ頑張ってくださいたいです。これね、大変なことですよ。大きな投資でもうけるためにやった、それは当然な話です、経済ですからね。経済を動かそうとして眠っている土地を生かしませんかと、そして将来の自分の子や孫のために、米軍人が20年後いなくなったら子供たちに上げればいいじゃないですかと。そんなふうなものでどんどん建てていった中で、銀行借

り入れをやりながら、一戸建てならまだ何とか道はあるなど感じはするんです。相当に広い部屋数の20階建てぐらいのマンション等があるんですね。これを米軍の施策でもって、方針で基地に戻れと言われたら、想像して見てください、どんなになりますか。銀行も不良債権を抱える大変なものになると見ているんです。これは絶対に、数年前に基地外に出て家族は日本国民・沖縄県民と友好関係を図りなさいと、それを奨励したと。これは思いやり予算で家賃が出るから一そこも聞きたかったんでまとめて答えてくださいね。思いやり予算で出ているのであれば、それだからどんどん基地外のサービスを受けながらやれという、どうか奨励したという事実をぜひつかんでくださいよ。そういったことを業界は察知をして、どんどんと投資をしていった。そしてその過程にある中でね、6000戸から7000戸近くできたときに引き上げろと言われたらたまったもんじゃないですよ。こういった家主・地主そして県内のこの資金の回りが滞ってくるという恐ろしい状態を考えると、早く対策を打って政府と米軍に行動させるようなことをしてください。要望して終わっておきます。見守り続けながら皆さんの対応をまた見させていただきます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 陳情平成20年第102号なんですけれども、これは危険な普天間基地を早急に無条件全面返還すること、ということで書いてあるわけですが、普天間基地の現状について、今本会議の中で知事が就任されてから爆音などの状況について、変化があったのかということでお尋ねしましたら、変化はないという答弁がありました。それを確認したいんですが、それでいいでしょうか。知事が就任されてから普天間基地から派生する爆音等、要するに危険性の状況はどうなっていますか。高まっているのか、知事が求めているように軽減されてきているのかですね。

○上原良幸知事公室長 今の普天間基地につきましては、引き続き危険性と隣り合わせというような状況ではあると思います。だからこそ移設するまでの間であれ、いろいろと安全対策等を国のほうに、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会というのがありまして、その下に普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム、県からは私もメンバーですけれども、いろんなことをやっています。例えば近くのゴルフ場のライトをつけるとか、あとは木を撤去するとか、いろんな施設等についても撤去したり、あとはこれから来年早

々になると思いますけれども、1月から3月にかけて航跡調査をずっとやっていくということで、その安全性の向上といいますか、危険性の除去に向けたことをやっておりますけれども、実態として騒音がどうかということになりますと、これも確認はできませんけれども、例えばイラクとかあいうところに行って、割と減っているという見方もありますけれども、普天間基地だけに限ってとかいうのはなかなか確認できませんが、例えば嘉手納基地については、訓練を移転したのに騒音がふえているという状況にありますので、そういうことが全体として目立った減少というのは、まだ効果として出てきていないのではないかという感じはいたします。

○新垣清涼委員 危険性の状況はまだ変わっていないということですので、だからこそ移設を認める立場の知事であっても、そういう状況でありながらもやはり危険性の除去、移設するまでも求めないといけないということで、3年めどの閉鎖状態の実現ということで政府に強く求めていらっしゃるということですよね。その閉鎖状態というのはどういうことを想定されていますか。

○上原良幸知事公室長 基本的には可能な限りそこに駐留している航空機といいますか、それが先ほど言いましたイラクに行ってほぼあいている状態、ああいうものに近い形だと思いますけれども、訓練飛行とかそういうものもかなり減少しているという状態だと思います。

○新垣清涼委員 そうしますと結局その普天間基地での訓練ではなくて、よその基地で訓練していれば、あるいは大変残念な話ですがイラクだとかアフガニスタンに行って戦争状態に参加しておれば、普天間基地は非常に静かになるという状況なんですよ。

○上原良幸知事公室長 ちょっと答えにくい質疑ですけれども、みんなイラクにがんがん行けばいいんじゃないか、ということとはちょっと違いますけれどもね。運用が極力低減されるということであって、戦地へ行けという趣旨で言ったつもりはありません。

○新垣清涼委員 確かにイラクに行っている間、非常に静かでした。そういう意味では、訓練をよその基地に移すという要請をなされたことがあるのかどうかですね。普天間飛行場のヘリコプター部隊をここで訓練するのではなくて、よそでやってくれないかという要請をされたことがあるかどうか。

○上原良幸知事公室長 先ほど言いましたワーキングチームの中では、その可能性の検討はしております。実際に国のほうと意見交換をしております。

○新垣清涼委員 ここはね、来年度から航跡調査をされるとかという話をされていますよね。本会議でも僕は申し上げたんですが、あの普天間基地の上空写真をごらんになっていると思うんですが、あれを見るとですね、どこを飛んでも住民の上空を飛ぶしかないんです、残念ながら宜野湾市はね。沖縄国際大学にヘリコプターが落ちて5年ですね。それからコース変更などいろいろ言っていますけれども、それでもこれから航跡調査なんてもうとんでもない。何を今さらなんですよ、私たちからするとね。そんなことをやったってどこに飛ばすところがあるのと、オーケーするところがあるのと。だから先ほどお尋ねしたのは、ここではもう訓練はできないんだから、新人たちがここで訓練をすると危なっかしくて仕方がない。だからよそに移してくれということを求めていますか、というのはそういう意味なんですよ。それを実際にされているのかということですよ。

○上原良幸知事公室長 訓練の移転等と含めて議論しています。

○新垣清涼委員 もう3年なんですよ。知事が3年めどとおっしゃってから3年目になりますので。今移設先は決まっているのにと話なんですけど、決まっただけ期間がたっています。知事が公約した3年めどというのでも迫っています。ですから私が言っているのは、訓練の移転を強く求めるべきだということをお願いいたします。

○上原良幸知事公室長 我々は防衛省、外務省等々、国といろんな協議をしておりますけれども、当然にこれは米軍がのむかどうかもあるわけですね。だからそういうこともあって結論がなかなか出にくい問題といいますか、引き続きやっていかなければならない、きょうあすどうこうというものではないと。厳しい協議が続いているということでもあります。

○新垣清涼委員 相手があることだから厳しいというのは私もわかっています。だけど、こういう状況でどこを航跡調査一要するに飛行ルートをどんなに変えても宜野湾市住民の危険性というのは変わらないわけですよ。ですから

移設先が決まっているとおっしゃっていても、その移設先についてはすぐきょうあすに移るわけにはいかないですからね。そういう意味でのこの訓練をよそに移すということを強く求めてくださいということを言っているわけですよ。

○上原良幸知事公室長 ですから強く求めた結果、今そういう場ができて協議をしているということです。

○新垣清涼委員 それを引き続きもっと強く求めていただきたいと思います、決意をお願いします。

○上原良幸知事公室長 今まで4回ワーキングチームを開催して、そういう議論をしてきました。なかなか効果が上がらないという御意見かもしれませんが、いろいろなことをやってきたわけですね。最終的には今の訓練の移転といいますか、一時的なこういう分散が一番大きな課題というか、そうなってくると思いますけれども、そういう結論を出せる方向で強く訴え続けてまいりたいと思います。

○新垣清涼委員 政権もかわりましたし、今民主党を中心とする政権も普天間基地についてはできれば県外・国外に求めたいと、そういう方向性でいきたいということは衆議院議員選挙の前からずっと、民主党沖縄ビジョンだったかな、その中にも書いてありますし、そういうことを言っていましたので。ただ実際に政権をとって、アメリカとの中でいろいろなトーンダウンみたいに受けるところもありはしますけれども、しかし同じ県民がね、県の代表がですよ、要請をする相手は少しそういう気持ち、そういう方向を持っている方をお願いするわけですから。これまでは米軍基地はずっと沖縄に押しつけ続けようとしている自民党・公明党の政権がいたわけですよ。でもそうではなくて今度は県民の意見も聞きますよと、県民の声を聞きますよという政権が担当しているわけですから、そういう意味ではぜひ早目に防衛大臣にお会いになったときに、もちろんその全体的な話もいいですよ、そして普天間基地についても、これだけ市民がうるさいということだけではなくて、あの墜落事故以来、怖いという意識をずっと持つようになってきているものですから、早目に訓練だけでもどこかに移していただきたいということをぜひ要望していただきたいなど、強く求めてほしいということで、そこを要望申し上げまして次に移りたいと思います。

○上原良幸知事公室長 今回の件につきましては、午後2時に送付しました知事

意見の中でも触れてあります、3年目の話も含めてですね。それから基調としては政府の方針を早く出していただきたいと。まだまだ今の段階はそれぞれ大臣の発言あるいは政府関係者、日々マスコミに出るような状況になってきていますけれども、政府としては本当にどうされるかというのはまだ出しておりませんから、今月下旬から臨時国会が始まりますので、そこで総理からどういう方針が出されるのかどうかも含めて、我々はとにかく早く決めてほしいというようなことをこの知事意見にも書いてあります。

○新垣清涼委員 次の陳情第125号、30ページですね。処理概要の中で今回の特別採補許可申請については云々とありまして、試験研究等に該当するために許可しましたという処理になっているわけですが、その試験研究というのはどういう目的、どういう試験になっているのでしょうか。

○津波古喜正農漁村基盤統括監 今回、特別採補許可の申請が上がった内容は施設建設までの期間ということで、沖縄防衛局が独自調査として定点データの収集を行うということで、中身はまず一つは海生生物の目録作成ということで観察、写真撮影とかの観察が基本ですが、品物によっては持ち帰って同定しないといけないということで採取したいという話です。この海生生物というのは、底生動物とかあるいは潮間帯生物とか干潟生物、あるいは魚介類、こういうものがございます。それからもう一つはウミガメですね。ウミガメの産卵のふ化調査ということでその卵がどの程度産まれているか。これはウミガメが上がった足跡がありますので、そこを掘って何個ぐらい産卵しているかと、あとは採取はしないで戻すわけですがけれども、その確認調査ですね。それからもう一つはサンゴの幼生着床具調査ということで、着床具を現地に沈めましてそこにサンゴの卵がどの程度付着するかその調査をやろうということで、その場合に例えばその過程で少しずつ採取するものですから、例えばある時期ではどの程度着床していると、成長過程でまた死んでいくのもいますので、その過程で確認するという意味で採取しますので、その採取許可を、ということで申請が上がっています。内容的にはそういう形です。

○新垣清涼委員 その調査の目的は何ですか。

○津波古喜正農漁村基盤統括監 一つは、この海域にどういう海生生物がいるかということで、その目録をつくりたいというような考え方ですね。考えられるのは、環境調査はもう既に終わっているわけですから、今後建設が始まると

した場合にはその間の現況調査、これが目的であると思います。

○新垣清涼委員 目録調査ということは、そうしますと今建設予定されている地域についての環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、今こういう段階ですね。そういった調査は非常に手薄だったということの証明になりませんかと思うんですが、どうですか。

○津波古喜正農漁村基盤統括監 環境調査後にこういう調査をされているわけですがけれども、一般にこういう海洋工事をやる場合に、その施工前と施工中それから施工後という形のモニタリング調査があるわけですね。そういうことの一環ではないかと考えています。

○新垣清涼委員 ですから、事業の前と後で調査をやるのは当然だと思うんですが、その環境影響評価方法書ね、ここを埋め立てするためにここにはどういう環境影響があるかという、環境アセスメントというのはそういう調査ですよ。どういう環境でどういう影響があるのかということ調査するのが、まあそのための環境アセスメントだと思うんですが違うんですか。

○金城康政環境企画統括監 我々文化環境部の考え方としましては、28ページのほうにも書いてありますけれども、沖縄防衛局に対し、同局による追加調査を中止するよう求めることという陳情の処理に書いてありますように、私どもで把握している段階では沖縄防衛局で実施している調査を、この環境アセスメント手続のための一環の調査ではないと受けておりますので、それはその調査ではなくて、こちらにも書いてありますように防衛省独自のというんですか、そういう調査だと我々のほうは認識しているということです。そのため環境アセスメントの手続の中でやるのであれば、それはきちっと環境影響評価準備書等が出て、知事意見等が出て、手続上そういう順序がありますので同時並行という話というのはおかしいでしょうということになるんですけれども、そうではないと言っているわけですから中止を求める立場にはないですよという趣旨で書いております。

○新垣清涼委員 なぜ防衛省は、そこをそういう事業と関係なければですよ、環境影響評価と関係ないという調査であればね、この時期にそこでやる必要があるんですか。関係があるからそこでそういう調査をしているわけでしょう。先ほどはその事業の前の調査だとおっしゃっていたわけでしょう。事業と関係

があるわけですよ。ないことはないでしょう。

○金城康政環境企画統括監 私どもとしては事業者がそう申しているわけですから、向こうの見解をそう判断をして向こうはそういう環境アセスメントの手續の調査ではないですよと言っているということですね。それをそうではないという話というのは、特段我々が判断するようなものではないと理解しています。

○新垣清涼委員 いや、それは、普通だれが考えてもね、そこに事業を予定しているほうがですよ、環境調査の一環ですよ、これは。当然やっているわけだから、それを違うと言っているんだから、違うんだという話はね、もう普通世間では通りませんよ、この話は。

○金城康政環境企画統括監 ですから環境影響評価準備書の知事意見も出ていますけれども、きちっと環境アセスメントの手續に沿ってというんですかね、そういう形での予測評価調査等をちゃんとやるようにという内容の趣旨は申し上げています。そういった手續をある意味無視するような形というのは、当然合意を得られないような内容になるでしょうから、そういう趣旨の内容を知事意見としては、事業者に対しては申しているということです。

○新垣清涼委員 知事意見が配付されましたけれども、もちろんまだ読んでいないんですけれどもね、これには環境アセスメントについてやり直せというようなことは書かれているんですか。

○金城康政環境企画統括監 先ほど申しあげましたけれども、やり直せというようなものではなくて書き直しと。沖縄県環境影響評価審査会からも答申があったような内容、これはしっかり書き直しをきちっとしなさいというような内容の趣旨は書かれているということでございます。やり直しについては、同審査会からもそういう意見もございませんし、また環境アセスメントの手續上やり直しを求めるというものではないと理解しております。

○新垣清涼委員 やり直しを求めることは可能ですよね。

○金城康政環境企画統括監 環境アセスメントの手續のやり直しというものについては一定の条件がありまして、環境アセスメントの環境影響評価準備書、

環境影響評価方法書もそうですけれども、その内容をきちんとそろえてないという部分についてはやり直しすることもできますけれども、一定の要件をすべてクリアしている部分については、やり直しということはできませんし、そしてその準備書においていろいろ追加された部分、ヘリパット等いろいろありましたけれども、そういったものについても軽微な変更のものについては、やり直しをやらなくてもいいという法律の条文がありまして、これまでも、県議会等でも述べましたように、前回の米軍基地関係特別委員会でも述べましたけれども、やり直しの諸元の変更に該当するものはないので、やり直しを求めてないということですね。それには該当しませんよということでございます。

○新垣清涼委員 今環境影響評価方法書や同準備書の内容が十分であればということの説明ですよね。であるならば、同方法書や同準備書は十分なものとして皆さんは受け取っていらっしゃるんですか。

○金城康政環境企画統括監 十分といいますのは、例えばその事業の目的だとか何とか項目がありますよね。その要件をそろえているかどうかということであって、ただ今技術的な面で、環境アセスメントの評価の仕方はこれはおかしいんじゃないかと、これは先生方からもいろいろ意見が出て、こういったものまでは触れていないわけですよ。これについては要するに中身をよく精査なささいということであって、やり直しというんですかね、その条件ではないということですよ。

○新垣清涼委員 そうしますと、この環境アセスメントの目的というのかな、この事業を進めるためにはどういうふうに影響を抑えればやっていけるかということだけのものなんですか。

○金城康政環境企画統括監 環境アセスメントの法律の趣旨は、事業者に対して環境を配慮した環境保全に関してのものですね、しっかりさせるというのが法律の基本的な制度の趣旨でございます。ですから、そのために情報交流というか外部にそういった環境影響評価方法書、環境影響評価準備書等を出して外部の意見あるいは知事意見等も踏まえて、外からの意見も聞いてその環境保全措置等はきっちりとってもらおうというのが環境アセスメントの趣旨であります。知事意見等もです。ですから環境の保全に関しての知事意見という形になります。一方で今おっしゃるような事業をやめるやめないという事業の可否については、今いろいろ公共事業等の問題も出ておりますけれども、その事業

を必要とする公共性とか、社会性とか、経済効果とか、こういったものは、環境アセスメントの制度の中で求められているものではないということです。

○**新垣清涼委員** この方法書について皆さんは同準備書に生かすようにということで、知事意見が十分に生かされないということで11項目でしたかね、十分でないことを上げられていますよね。この11項目は主なものとして上げられていますけれども、これは今度の準備書に対する知事意見の中で、十分クリアできているとお考えなんですか。

○**金城康政環境企画統括監** 十分クリアできていない部分もありますので、再度それは同準備書の中で意見として、そのまま手続としてしっかりやっていくのであれば、きちんとしたものをつくってもらうための意見を述べているということです。

○**新垣清涼委員** 今知事意見を同準備書の中に出しましたね。この意見が沖縄の環境を著しく壊すことになりかねない、そういうことで知事意見を出していますね。それでも、事業者が環境影響評価書の中で、いやここはいいんだと、こういうメリットがあるからここはいいんだと、目をつぶってくれということであれば、それは実現できるんですか。

○**金城康政環境企画統括監** 先ほど申し上げましたけれども、個別の問題としていろいろサンゴの問題とか海草・藻場の問題、それからジュゴン等いろいろあるかと思えますけれども、それに対してできるだけそれへの影響を少なくするということですか、環境への負荷を小さくするという面でのその対応がしっかりできているかどうかということ、知事意見では当然求めていっているわけですし、同評価書で環境保全措置等がしっかりとられているかどうかというのは、またその時点で判断をしていくものだと思います。最終的にですね、その事業をやめるやめない等を判断するのは、やはり事業者だということでございます。

○**新垣清涼委員** 今、今度の準備書に対する知事意見が出まして、そうするとそれによって事業者は環境影響評価書を出しますね。それが出されたときにこの知事意見が要するにクリアされてないとした場合に、例えば今おっしゃった藻場の問題、それからジュゴンの周年調査もされてないし、台風のこともありましたですね、それからウミガメも環境影響評価方法書なんかでも書いてある

のは、ここにきて卵を産んでいるのをわかりながらも、ウミガメはここには来ないんだと、あんな砂利石のところは来ないんだというような、だから大丈夫なんだという言い方をされていますけれども、そのくせ、また卵が何個かえったか調査したいんだということを言っております。だからその事業者の話としては非常に矛盾があるわけですよ。それをそういう状況で進んできても、だからこれがクリアされていない状況でも知事としては認めるのかな、このときにその評価書が出てきた段階で、そういうやり方はだめですということは、知事としては言えるんですか。

○金城康政環境企画統括監 これは今後の手続の話になろうかと思えますけれども、今の準備書の知事意見を受けて、事業者がどの程度その評価書に知事意見を反映した形でやっているかどうかになりますけれども、最終的にその評価書の問題で手直し等があれば、また補正の評価書という細かいのがありますけれども、それは環境保全図書という形で今回の場合ですと埋め立てが伴いますので、その埋め立ての免許というのがございます。そうしますと、その免許申請をするときに環境保全の措置という形でこういうことをやりますよというのが、いわゆる環境影響評価書になりますので、それを添付しますので、それは事業部局、土木建築部と農林水産部のほうに関係すると思えますけれども、そのときに知事のほうで判断をすると。十分でなければ免許は与えないとかその辺の判断になってくるかと思えます。

○新垣清涼委員 大浦湾にあれだけ大きな物体が埋め立てされてしまうと、潮の流れもかなり変わってくると思えます。ある方の話なんですけど、その流れも非常に大きく変わるだろうと言われてますね。皆さんこの方法書とかの中で、事業者は専門家の意見をいろいろと聞いて書いてあるということですが、ところがその専門家の名前も所属も消した状態で専門家の意見として出されているみたいですが、その名前を隠して本当に専門家の意見と言えるのだろうか、これは僕は疑問だと思うんですね。顔も見せないで、専門家の意見として出されていることもおかしい話なんです。だからそういう意味ではぜひ、沖縄県の環境を守る立場でもっと次の世代にどういう環境を引き継ぐかという視点でこの事業にはかかわってほしいなと思えます。

○金城康政環境企画統括監 当然、今回の知事意見の中でもその予測評価について十分でないということで、やり直しということではなくて書き直しということになりますけれども、しっかりもう一度書き直してやりなさいという趣旨

の内容にほとんどの項目になっていますので、それは当然我々もうちの沖縄県環境影響評価審査会の専門家の大学の先生方の意見を踏まえて答申していますので、その評価書がもし出てくるとすれば、当然その内容についてもその専門家の意見を我々は踏まえて、また県知事の考えというか意見というのをつくり上げていくという考えでございます。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。

具志孝助委員。

○**具志孝助委員** 陳情第79号などが該当しますが、新しいヘリパッドの建設についてですけれどもね。北部訓練場を大方返還するに当たって基地の機能を低下させることなく、あるいは抑止力を低下させることなくというのが大前提になっていて、それを確保するために新しいヘリパッドが必要だと。これは理解はするわけですが、機能強化になってはいけないというようなことを考えると、機能強化にはなりませんよという説明があるんですが、関係者の意見の中に今建設計画がされている内容は機能強化につながる。具体的に言うと、現在の機種のみならず、オスプレイが使えるような内容になっているのではないかと、こういうような御指摘もあります。オスプレイがその北部訓練場で訓練が展開されるということになれば、周辺地域の皆さんはそれは当然納得がいかないだろうと思うんですけれども、この基地の機能の強化、オスプレイの使用等々についての懸念、これについてちょっと御説明をいただきたいと思っておりますが。

○**又吉進基地対策課長** ヘリパッドの大きさということでございますが、いわゆる自主アセスメントというものが防衛省において行われましたが、その資料によりますと、直径45メートル、外周15メートルの無障害物帯を伴うというような大きさと聞いております。

○**具志孝助委員** この規模が関係者によりますと、オスプレイが使えるような規模になっていると。オスプレイ使用が可能な規模になっていて、我々はここでオスプレイの訓練まで想定をされた、いわゆる新しいヘリパッド建設になっているのではないかと。それは断じて許せない。関係者の間でそういうような意見を私は聞いているわけですね。そのことについて、そういうものを払拭できるような、そういうことにはなっていないと。こういうような説明ができますかと今聞いているわけです。いかがですか。

○又吉進基地対策課長 オスプレイの配備については、一般的にまだ何も決まっていないというのが国の立場でございますけれども、北部訓練場のこのヘリパッドの移設に関します那覇防衛施設局が作成した環境影響評価図書が公開されておりますけれども、その際にヘリコプターの運用に伴う影響を調査する上での機種は、CH53ヘリコプターを想定していると書かれてございます。

○具志孝助委員 そうすると、又吉基地対策課長の知識では今計画されているヘリパッドの規模はオスプレイが使用される規模だと理解していますか。それとも、わからないということですか。

○又吉進基地対策課長 計画ヘリパッドがですね、これはオスプレイの使用が可能かどうかという機能につきましては承知しておりません。

○具志孝助委員 そうするとちょっと質疑を変えますけれども、これまで既設のヘリパッドですよ、これの規模はどうなっていますか。新しいやつは45メートルにさらにプラス15メートル、すなわち60メートルですか。直径60メートルの規模になっていると思うんですが、既設のヘリパッドの規模はどうなっていますか。

○又吉進基地対策課長 ちょっと手元に資料がございませんので、既設のヘリパッドの大きさというものは今承知しておりません。

○具志孝助委員 基地強化につながってはいけないし、また反対運動の方々は断じてオスプレイの使用にされるようなものであっては許せないと、こういうことであるわけですね。そうすると防衛省は、いや今の計画ではオスプレイの使用はありませんよと、こういう説明ということですがけれども。訓練場なんていうのは必要になればどういう訓練がされるかわからない。それは必要に応じて訓練がされるのが私は基地だと思っているんですよ、基本的にはね。だから規模は言っても、これは絶対だめだということとはなかなか難しいことだと思っているけれども、しかし事前にそれはありませんよということであれば、これをきちっと使用協定とまではいかななくても、オスプレイの使用はありませんと、こういうようなことを反対の地元の方々にきちりと信頼できるような説明が求められると思うんですよね。そのことについてもう一回改めてお伺いをしますが、オスプレイの使用はありませんということについて、今一度説明しても

らえませんか。国側がオスプレイはここでは使用しませんということ、どう
いう形で皆さんに約束をしているのかどうか、今一度説明してくれませんか。

○又吉進基地対策課長 この北部訓練場に限らず、沖縄県はオスプレイの配備
があるのかということにつきまして、まず外務省に聞いております。外務省か
ら米側に随時照会をしているけれども、現時点においてオスプレイの沖縄の配
備については聞いていないということでございます。また4月23日に参議院の
外交防衛委員会で中曽根外務大臣の答弁ですけれども、沖縄へのオスプレイ配
備については随時米側に照会しているが、現時点では具体的に決まってい
ないというように、全く同じ答弁をしております。今後とも確
認を続けていきたいと考えております。

○具志孝助委員 この辺のところは私は一番大事ではないかと思うんですよ
ね。どう担保していくか、そういうようなことだろうと思っております。そう
いうことについて、行政側も基地の整理縮小につながることでやむを得ない
というようなことで、今の計画が進められていると思っております。やは
りそういうような懸念事項、心配されることについてはしっかりと住民側に信
頼できる形の説明の仕方、いわゆる担保のとり方、このことが行政当局、知事
には求められると思うんです。そういう努力を今後もやっていくと、例えば
国会決議をしてもらいたいとか。知事は知事なりに県民生活に最も責任を持た
なくては行けない立場ですから、どう担保していくかということに対して知事
が最大限の努力を示すということが大事だと思っておりますから、この辺につ
いてさらなる努力をしていただきたいと。現在のところ決まっておらずと、
こういう説明は納得できないと私は思うんですよ。どのように決まるかわから
ないわけですから、そういうのが大事ではないかなと思っております。しかし
基地の整理縮小にこれだけの基地が返還されるということは大変重要なこと
ですから、このことを実現するというのも、また最も大事なことです。あ
わせてこの2つの問題を解決していくというところに皆さんの苦労があると思
うわけですが、それをやるのが最も肝要だと思っております。これはこれで
終わります。

それから、今手元にあつあつの知事意見が届きました。中身はよく読む時間
ありませんけれども、新聞の報道によりますと、県の環境影響評価審査会か
らかなり厳しい指摘がされている。メディアの評価によると、もうやり直しに
近いぐらいの厳しい指摘だと、こういうようにマスコミは言っているわけ
ですね。もう環境アセスメントはやり直しに近い内容を求めているのではないかと

というような評価であります。これに対して知事はそれを受けて知事意見をここに記されているわけですが、まずこの知事意見について事前に—当然知事意見を書くときに、皆さんとの相談の上で知事意見は書かれたと思うんですけどもどうですか。事前に承知をしておりましたか。この知事意見の中身について、知事意見は中身をまとめるには当然皆さん方と共同作業で、知事公室長あるいは文化環境部や両方になると思うんですがね。中身についてある程度承知をしておりましたかと。共同作業でこの知事意見はでき上がっていると思っているけれども、あえて聞いています。

○上原良幸知事公室長 当然、何度も調整した結果です。

○金城康政環境企画統括監 はい、そのとおりでございます。

○具志孝助委員 そうすると、この知事意見は沖縄県環境影響評価審査会の厳しい指摘を受けて、厳しい意見の内容になっていますか。

○金城康政環境企画統括監 知事の意見を取りまとめるに当たりまして知事の意向としましても、同審査会からの答申は最大限尊重するという趣旨もありましたし、それから名護市長、宜野座村長の意見、それも勘案すると。また住民等の意見についても一応配慮するという、3つのあれはありましたので、前にも申し上げたかもしれませんが、答申よりも意見数のほうはかなりふえているということになります。

○具志孝助委員 同審査会に対しては、知事意見は事前に相談をするようなものではないんですか。こういう意見を述べたいということについてですよ。

○金城康政環境企画統括監 同審査会のほうに我々が諮問しているのは、技術的な話ですので、基本的にその技術的なものについては、先生方の意見をほとんど全部尊重しまして、語句の修正とかそういうものは一部ありますけれども、内容的にはほとんど全部網羅したという状況です。それから前文のほうにありますように、知事の思いとかそういったものについては、これは県のほうの考え方ですので、同審査会等に相談とかそういうものはありません。

○具志孝助委員 知事意見はこの関係者、例えば同審査会の先生方あるいは関係市町村の意見、これらの方々の意見を十分にしんしゃくをして理解をして、

知事意見を述べていると、このように解するというような答弁だと思っておりますが、同審査会の皆さんもこの知事の意見に対しては、皆さんは納得いただけるものだと確信していますか。

○金城康政環境企画統括監 私どもとしては、同審査会の意見はすべて網羅していますので、特段問題ということはなく、納得していただけるものと理解しております。

○具志孝助委員 私の質疑はアバウトな質疑ですけれども、しかし大事なことを聞いていると思っております。このメディアの評価ではほとんど環境アセスメントをやり直すぐらいの厳しい意見になっているとの指摘が事前にあったわけですが、環境アセスメントをですね、アバウトで恐縮ですがどうなんですか、やり直すと言ったら100%になりますよね。このパーセンテージで言うとどれぐらいの改めた調査が必要だと思いますか。何割ぐらい、半分まではいかないのか、半分以上もう一回やり直しになるというのか、この辺はどうですか。

○金城康政環境企画統括監 何%とかそういうものはちょっとお答えできないんですけれども、ただ私どもの審査の段階ではいろんな調査とかそういったものはほとんどされている部分があります。ただし、それを予測評価するとき、主に平成20年度の調査のみに頼っているという部分もあって、そうであれば平成19年度とか過去の文献資料もいろいろあればトータルとして、データをもとに予測評価やそういったものをやりなさいよというのが全般的な意見なんです。それと実質上そのジュゴンの複数年調査という面につきましては、生活史とかそういったものが十分ではないので、今回の準備書にも、そういう意見を入れませけれども再度複数年をやるようにということで、それは実際に調査をやるとなるとこの部分については時間がかかることになると思います。

○具志孝助委員 改めて現場に入って調査をしなければならないというような事項も相当予想されますか。それとも、これまで持っているデータをもう一回精査をしてこの調査報告をさらに検証すると、このようなことですか。現場に入っていく調査も相当の件数があると思われませんか。

○金城康政環境企画統括監 現場に行くのはそんなに多くのものがあるとは思っておりませんが、それは事業者が必要に応じて十分なデータではないということであれば、それは調査をやるということになるかと思っております。

ども、実際はいろんな文献だとか実際に調査したものとかの総合的に予測評価をやりなさいよというのが専門の先生方の話なんです。その辺がされていなくて判断されているというところに、非常に先生方からもう一回これは書き直しというんですか、そういうのをきちっとやりなさいという意見が出ているということでございます。

○**具志孝助委員** そうすると次の手続としては、防衛省はもう一回書き直して提出をするわけですか。あるいは次は環境影響評価方法書ですか、これが出てくるんですか。

○**金城康政環境企画統括監** 手続上のやり直しというのは先ほど申し上げましたけれども、それはありませんので。実際上は今の準備書で問題点をいろいろと知事意見として指摘してございますので、それを踏まえた形で次はやるとすれば環境影響評価書をつくっていくという形になります。

○**具志孝助委員** ではこれまで出されたものを手直しして出すのではなくて、もう次はそういう指摘を受けた環境影響評価書が出てくると、こういうことですか。

○**金城康政環境企画統括監** 知事意見をきっちり反映しているとなると、次に環境影響評価準備書を出すということではなくて、環境影響評価書をしっかりしたものをつくるという形になると思います。

○**具志孝助委員** そうするとそれはいつごろと予想しますか。いわゆる皆さんが指摘した事項の内容によるわけですが、これは相手がやることですから、確たることはもちろん言えないけれども、おおよそいつごろぐらいに出てくると思われますか。出せると思われますか。

○**金城康政環境企画統括監** これにつきましては、その意見をすべて反映した形でやるのか、あるいはこれについては知事意見に対して、これはこういうことで別に必要はないですよというんですか、そういう形でこの辺の度合いが事業者として判断するものですからその程度がよくわからないので、私どものほうでどれぐらいというのはちょっとお答えしにくいと思われます。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はございませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 陳情第163号、36ページですね。この処理概要のところに、「安全性が確認されない限り、本県に寄港すべきでないと考えており」とありますが、安全性が確認されなければ寄港の反対を求めていくんでしょうか。

○上原良幸知事公室長 事前に安全性を確認されない限りということではありませんけれども、いわゆる事後的に言えば放射能検査をいつもやっています。問題はその前にということなんですけれども、原子力潜水艦の安全性につきましてはもう日米両政府において、その運航に当たっての安全性のすべての予防措置及び手続等を厳格に実施するなど、原子力潜水艦の安全性の確保に最大限の努力を払い、その内容を公表するというようになっております。

○照屋大河委員 核を持ち込んではいけないというこの日米の協議について、密約があったのではないかということがあって、前政府・政権については密約というものがなかったということでありました。新しい政府がかわって、この核持ち込みに対する政府の考え方というのは、今現在どのようにとらえていますか。

○上原良幸知事公室長 これにつきましては、本会議でも何度か答弁いたしましたけれども、岡田外務大臣がそういう調査チームを発足させて、11月末をめどに結果が出されるということになっておりますので、民主党政権としては核密約問題に関してはかなり重点的に取り組んでいるんだなという感じはあります。

○照屋大河委員 この11月末までに調査結果を出すという、現時点では政府の立場としては密約がないという前政権との違いはありますよね。はっきり密約がなかったとずっとこれまでは言っていましたよね。そうではない、今は調査をして、11月末までに調査をするという現政権の立場ですよ。

○上原良幸知事公室長 そういう存在の確認をするということですから、前政権とは違う立場だと思います。

○照屋大河委員 そうであれば、少なくともきょうからその政府の見解が出る11月の末ですか、それまでについてはホワイトビーチへの原子力潜水艦の寄港

をするなど県として求めていくべきではないかと。本会議ではその結果が明らかになったときにはしかるべき対応をしてくる、これまでの長い沖縄の歴史、いろんないわがさがあつたものについても精査していくというような知事公室長の答弁がありました、少なくとも11月末までにその結果、政府の方針が出るまでは寄港するなど県としては言うべきではないですか。

○上原良幸知事公室長 そのような事実関係といえますか、よく承知しておりませんが、例えば核搭載の原子力潜水艦というのが今あるのかどうかも、これはあくまでも確認できませんので、いろいろ文献とか研究者等の論文等でしか承知しておりませんが、冷戦後1991年からブッシュ政権では、そういう艦載搭載の核兵器を引き上げたという情報もございます。そういうこともあって、いきなり御提案の措置をとれるかどうかについては慎重な検討が必要だと思います。

○照屋大河委員 今その核搭載のできるかどうかも含めて確かな情報を持っていないと。それも含めて、この11月末大きく変わってきたわけですね。核の密約に対する問題について動き出しているわけです。今の核搭載の件も含めて申し入れる、それとあわせてその間はホワイトビーチへ一切寄港してはいけないということをお知らせして、今知事公室長の答弁を聞いてもいろいろな情報がわからない、そう聞いている、1991年以降配備されていないと聞いているという状態であれば、最初に言った安全性が確認されていない状況ととらえて、申し入れをするべきではないかなと思うんですが。

○上原良幸知事公室長 今のお話につきましては、御見解として承っておくという答弁しかできないと思います。

○照屋大河委員 先日新聞記事でちらっと見たんですが、全国で、長崎県佐世保市とか神奈川県横須賀市へ、市民団体ですかね、持ち込みはなかったのかと照会する記事が、ちょっとうろ覚えですが県知事が照会するべきではないかというような申し出があつたという記事を見たんですが、その辺を少し細かく説明いただけませんか。

○又吉進基地対策課長 御質疑のリムピースの御照会というものは、10月7日にリムピースの一リムピースというのは、いわゆる議員の団体だと聞いておりますが、5議員から原子力潜水艦寄港時の核兵器搭載の有無の確認につ

いてという文書が届いてございます。趣旨は密約等に言及した後、原子力潜水艦寄港の前に核兵器が搭載されていないかどうかの確認を行っていただくよう要請しますと、こういう内容でございました。

○照屋大河委員 これに対する県の見解としてはどうですか。

○又吉進基地対策課長 その際に外務省等に照会をしておりますが、外務省はいわゆる非核三原則等につきまして、事前協議等につきましては従来の対応を変更していないという回答でございましたので、県としましてはこの核兵器搭載の有無を国に照会するということは考えていないということでございます。

○照屋大河委員 先ほど意見として聞いておくと知事公室長からありますが、そういう記事が出るわけです。そして11月末に核持ち込みについてまた新たな政権で調査をするという動きも、県民はそういう情報を得るわけですよ。そうするとその周辺、このホワイトビーチ、特に軍港を抱える地域の皆さんにとっては、非常に不安があるわけです。この密約の問題についてはたくさんの証人などがいて、またこれが現実味がある報道もあるし、そういうところもあって、あるいは日本という国が原爆の被害を受けた唯一の国というのもありますし、そういう意味で先ほどは意見を承るということだったんですが、しっかり安全だよというところが確信できるまでは、やっぱり県として強い対応をとるべきではないかなと、これも言って終わるのかなと思うんですがいかがでしょうか。

○上原良幸知事公室長 繰り返して申しわけないんですけども、照屋委員の御見解として承っておきながら、これから密約の存在が明らかになって、その内容等が、例えば沖縄は原子力潜水艦がホワイトビーチに入ってきますので、そういう現状からどうコミットしていくかということを、我々は慎重に検討していきたいと思っています。

○照屋大河委員 毎回のように地元の議会からその決議が上がってきていますし、あるいは去年は寄港が過去最大だったという点、通告なしの入港あるいは冷却水の漏れる事故、そのたびにたくさんのこちらの議論をしました。そして地元の豊かな海で操業をする漁業者の皆さんも、そのたびに風評被害等の懸念もしながら、地域では本当に慎重に話をしている課題でもあります。モズクが県内一盛んな地域においてその価格もなかなか安定しないと、むしろ下がって

いっているというところで、この11月末というのは大変なポイントになると思うんですね。これまでの歴史も含めて、その結果次第ではですね。そういう意味では地元の漁業者に対する目線、あるいは本当に地域の安全という目線をしっかり持っていただきたいと思うんですが、その辺だけ決意をお願いしたいと思います。

○上原良幸知事公室長 基地が沖縄のいろんなレベルで、その地域経済も含めて影響を及ぼしているという事実はあるわけですし、これをどう改善していくのかということが県政の極めて重要な課題であると。ただ、やっぱりうちの知事も言っていますけれども、のれんに腕押しとか馬耳東風ということでは困るわけですし、その辺は日米地位協定の改定などに関しては、政権交代を機にだんだん展望が開けてくるのではないかと考えておりますので、そういう流れをきちっととらえた上で適切に対応をしてもらいたいと考えております。

○照屋大河委員 次に、環境アセスメントの件なんですが、きょう先ほど午後2時に知事意見を出したわけですが、どうしてこれを出したのかなというのが私の感想です。10月13日のきょうが期限ということだったんですが、これを出さなかったらペナルティーか何かがありましたか。ペナルティーがあったかどうか、手続の流れを教えてくださいませんか。

○金城康政環境企画統括監 これは環境影響評価方法書のときもそうでしたけれども、期限までに知事が意見を出さないと意見なしという形でとらえられるものですから、やはり意見はあるわけですから、なしという形—かなり沖縄県環境影響評価審査会からの意見もありますから当然出していくという、それで知事意見を出したということでございます。

○照屋大河委員 県外移設がベストだと本会議でのお話ですが、しかし具体的な案が示されていない。しかも環境影響評価の手続は進んでいるのではないかと知事はずっと言ってきましたが、具体的に県外移設がベストだと思っていると示すのに、事業者としての手続が進んでいるのではないかというよりは、手続をストップしなさいと言うほうが意思表示になると思うんですが、意見書を出さないことが僕はそういう意思表示になるのかなと思ったならそうでもないようですので、そういう検討をされたことがあるのか。県外移設がベストという具体的な提案、例えば、今行われている手続をやめさせる方法はないかとか、そういう検討はされていなかったのか。

○上原良幸知事公室長 これは先ほど金城環境企画統括監からありましたように、事業者が出してきてこれを環境面からチェックするというのが県知事の意見になるわけですから、事業者が取り下げない限りこれはそのまま行っちゃうんです。問題はこれから環境影響評価書が出てまいります、それをどうするかですね。それを事業者が出してくるかどうかということですが、それに対しては県のほうから出すのをやめてくれとか、というのはなかなかできないと考えております。

○照屋大河委員 事業者が出すものだと、では淡々とこの環境調査というのは進められていくということなんですか。先ほどからやり直しという議論がありますが、これはいろんな指摘がありますが、その既成事実を積み重ねるような形で進むだけになってしまっているんですか。

○上原良幸知事公室長 ですからその辺の判断の、環境影響評価書を出すかどうかのもととなる政府の方針というのは、当然やめるということであれば環境影響評価書を出さないわけですし、そういう政府の方針がまだ出ていないわけですから、先ほどの意見書にも書いてますけれども早目に決定してほしいと、方針を示してほしいと書いてあります。

○照屋大河委員 先ほど私が言ったようなこの手続の中で県外移設がベストだという意思表示というのは難しいわけですね。政府あるいは事業者の態度、環境影響評価書を出さなかったりするようなことでしかないわけということですね。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部からきょう提出した知事意見の最初に県外移設がベストと明記してあることを説明。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。
照屋大河委員。

○照屋大河委員 先ほど、公聴会等を求める質疑に対して、環境影響評価審査会での専門家の意見あるいは県民意見を概要を通して配意することができる機

会があるので、それはしないということですが、全国における環境影響評価制度の中で審査会はもちろんです、加えて公聴会の設定もしているところがほとんどのような気がするんですが、この公聴会についてもう一度見解をいただけますか。

○金城康政環境企画統括監 照屋委員がおっしゃるように、他県では公聴会を条文で規定している部分とか、審査会も持ってそれぞれありますけれども、今県の条例等では公聴会は規定はしていないと。法でもそうですけれども、という状況を今説明しました。現段階では先ほど申し上げましたように、専門家の学識経験者というんですか、専門家の意見とかあるいは住民等の意見というのは勘案しているというか、意見を酌み上げているという認識があるものですから、この案件について今公聴会は考えていませんということでありまして、将来環境アセスメントの条例というんですか、それを改正するかどうかについて今そこまで踏みこんで考えてはいないということです。

○照屋大河委員 先ほど基地の運用について、できてしまった後にその運用については、さまざまな米軍の勝手というかそういうところで決められていってしまうと。新たな基地の建設を前提とした環境アセスメントの中に、今後つくられた基地にオスプレイが来るのか、あるいは他の委員からもあったように飛行経路はどうなるか、今でも全然守っていないよという意見もある中で、その環境アセスメント公聴会もやらないと。他県で基地の建設をめぐって、前提にした環境アセスメントというのはそんなにないと思うんですよね。だからこそ改めて公聴会をすべきであり、そういう意味では国の責任で法律でも改正してできるようにする。そう申し上げるべきではないかなと思うんですが、いかがですか。

○金城康政環境企画統括監 知事意見を述べる前提として、先ほどから申し上げましたように、我々としては専門家の意見とかそういうのは十分反映しているという判断で、今公聴会というのは考えていませんということでございます。ですからそれについては、十分そういった住民の意見あるいは市町村長の意見等々、全部それを反映させて網羅しているつもりでございますので、今の公聴会というところを、その環境保全図書に関しての意見というのは、十分それは反映されているものということで公聴会は考えていないということでございます。

○**照屋大河委員** 最後になります。知事公室長、ちょっと仕組みがわからず意見を出さなければ、知事が県外移設の意見を出さないことによって、これまで本会議で言ってきた国の事業は進んでいるのではないかという言い方がありましたが、それに対してしっかりその事業をやめるべきだということ言えばよかったのではないか、意見を出さないということで、ちょっと僕なりの知恵を出してみたいんですが提案してみたいんですが、それも意見を出さないことはそのまま通っていくということですので、これまで言ってきた知事の姿勢、県として県外移設がベスト、ただし事業も進んでいっているんだと、事業者である国の事業も進んでいっているんだということもありましたし、先ほどのように具体的にこの県外移設ベストというところをやる工夫も、また知事公室長も含めてやっていくべきではないかなと思うんですが、いかがですか。

○**上原良幸知事公室長** 環境アセスメントの手続の一つとしてきょう提出したわけですがけれども、これから政府がですね一政府の見解もまだ3党合意のレベルですがけれども、こういう中で在日米軍基地のあり方について、見直しの方向で臨むという表明がされておりますが、本当にその方向に沿って普天間基地の県外移設が具体的に現実的に出てきたときにどうするか、それは知事としてしかるべき時期をとらえて、そういう県の基本的な考え方を述べる必要があるのではないかと私は考えております。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はございませんか。

中川京貴委員。

○**中川京貴委員** 県の認識と細かい説明を求めたいと思います。19ページのヘリパッドの問題も含めて、基地の無条件撤去という陳情、これは継続ですがけれども、これはもうずっと継続しているんですけれども。この基地問題を含めて県の認識ですね。19ページ、23ページ、34ページ東村高江地区のヘリパッドの陳情、これは新規で出ております。これも各委員または本会議の一般質問等でも基地問題が出ておりました。そこで私が考えるにはこの基地問題、建設に当たって知事にその権限はありますか。これは日本政府・アメリカ政府と日米合同のSACOの合意も入っていますけれども、その権限は日本政府とアメリカ政府の権限であって、もしこれをつくらさないと反対するのであれば、これは予算の凍結をすればつukれないのではないですか。認識としてどう考えますか。知事はこれをとめる権限はありますか、この東村高江のヘリパッドも含めて。この中に東村高江のヘリパッドの問題も今7カ所から6カ所につくると。そし

て基地を返還させるための移設だと。7カ所から6カ所ということは、基地の整理縮小ということと処理概要に載っていますよね。その整理縮小として認識しているのかとまずお聞かせください。

○上原良幸知事公室長 ただいまのヘリパッドについては、北部訓練場の返還と一緒にSACOの最終報告で出ている項目ですので、いずれにしてもそれは全部沖縄県の基地の整理縮小というものにつながっております。

○中川京貴委員 では今県の認識としては、整理縮小に伴うのでそれを見守っていききたいという、この処理概要のとおりでよろしいということですか。

○上原良幸知事公室長 そのとおりです。

○中川京貴委員 しかしながら、その東村高江の周辺の皆さんも、また金武町の皆さん方も継続を初め新規の陳情とかが出ております。しかしこの中で、これをつくらさないでくれという陳情で今継続している案件もあるんですけども、知事公室長、これをつくらさない方法は何があると思いますか。知事にはとめる権限はありますか。

○上原良幸知事公室長 ありません。

○中川京貴委員 ありませんよね。私がなぜそれを聞くかということ、その権限は日米両政府にあると思うんです。そこで今各委員が質疑をしましたよね。本会議でも質問が出ておりました。これは今、民主党政権になっております。これまでの政権とは違います。そこで多くの県民がこの問題で、普天間飛行場の問題も含めて県内移設はだめだと多くの県民の総意で今の政権が誕生したと、今マスコミ報道がされていますよね。そうすれば、日本政府が予算をとめれば建設できないんです。私は日本政府にこの権限があると思っているんです。それを知事に幾ら質問をしても、知事は意思表示はできても権限がないんです。今、知事公室長が答弁したとおりであります。ですからこれをとめるのであれば、これは基地の整理縮小は県民の総意でありますので、とめるのであれば日本政府が予算化しなければいいですよ、基地の建設においては。これはSACOの合意でしょう。これまでの自民政権においてはそれを粛々と進めてまいりました、普天間飛行場も県内移設やむを得ずと。知事もそれを県外・国外と言っていれば普天間飛行場の固定化につながると、それよりは苦渋の選択と

してやむを得ずやってきた選択だったと僕は認識しています。その中で政権が変わったから、はい国外だ、県外だ、知事はどうだということではなくて、国が国外と言えば知事は国外でいいと言うはずなんです。これをいたずらに、いや県外ですという理由はありません。これは自民党でもないと思っています。ですから、このヘリパッドの問題も普天間飛行場の移設問題も、責任ある外交権のある日本政府が米国と日米両政府で話し合いをして、国外と決まれば国外だし私たちはそれを支持して、支援して県外移設するべきだというスタンスなんですけれども、知事公室長の意見を聞きたいと思います。

○上原良幸知事公室長 民主党政権がこの米軍再編問題、経過を含めて、経緯を検証するということを言っています。検証した上で、例えば普天間基地も含めてどうするかという方向を出していくということですので、その検証が例えばSACOまでさかのぼってどうするかこうするか、これはもう見守っていかねばなりませんけれども、日米合意をやってきたことをこれから民主党政権がどうされるのか、それはやっぱり見守るしかないと思っています。

○中川京貴委員 私も嘉手納飛行場のそばで育って生活してきた経緯もあって、基地と危険は隣り合わせということはこれは地域じゃないとわからないこととあります。普天間飛行場の宜野湾市もそうです。その中で事件・事故とかまたF15戦闘機の部隊の撤去とか、その都度決議を上げながら関係機関には要請してきた経緯もあります。しかしながら、その権限は知事には何もないんです。知事も要請するか見守るしかないような、意思表示はすることはできます。その権限はこれまで50年以上自民政権、日米両政府、日米安全保障条約という中で進められてきたことを沖縄県民はノーと言ったんです。この日米地位協定を含めて反対すべきだと、改定すべきだと。そういった意味ではこれを粛々としないといけないと、日米地位協定も含めて基地の負担軽減も。その期待が今の民主党政権、国民新党、社民党の連立政権にあると思います。ぜひ私たちもそれを進めながらこの基地問題をやらなければいけないんですけれども、知事に対してどう思うかと、知事は思う思わない思いはありますよ。しかし権限は政府ですから政府が予算化しなければ、日米合同委員会の中で金は出さないと例えばこれはつくらないんですよ、僕はそう思っていますけれども。それを言って政権をとって、しかしながら沖縄問題だけは、やっぱり県内移設でもやって普天間飛行場を動かさないといけないということになったら、僕は県民だましになると思うんです。多くの県民は、今の基地負担軽減をするんだという思いと希望で今度の選挙戦があったと思います。ですから私たちも自民党も基

地の負担軽減は県民の総意ですから、それと日米地位協定の改定も含めてやらなければいけないと思っています。県もそういう県民の後押しをすべきだという声が今度の一般質問とか米軍基地関係特別委員会の中でも出ていると思うんですけれども、先ほどから申し上げるように、知事にこのヘリパッドの問題また基地内の移設の問題の権限はないと思うんですよね。意向は国は反映すると思うんですけれども、権限がない人にスタンスを聞くというのは僕はいかななものかと。スタンスというか方向性、県民の先頭として方向性を聞く分にしても、それに対して僕は何度もこれを本会議で言いましたけれども、知事公室長はどう思いますか。

○上原良幸知事公室長 まさに仕組みとかそうなっていて、防衛・外交というのは国の専管事項ですので、今おっしゃった幾つかの要望なり要請なりが来たときは、その実現に向けてもちろんいろいろ選択はしますけれども国に持っていきます。それがやっぱり一番あれするのは日米地位協定であり、それのもとである日米安全保障条約ですから、県でどうしようかということではなくて、県も受け取ったらこれを国に要請していくという一つの流れです。

○中川京貴委員 32ページの陳情第151号ですか、これは桑江委員からも質疑が出ておりました。このSACOの合意については先ほども触れましたけれども、日本政府の予算、いろんな予算が流れていると思います。ですから日本政府がその予算をとめれば、普天間飛行場の名護移設も含めて、基地建設は日本政府が予算を出さなければ建設はできません。しかしながらこの32ページの、この陳情の要旨の中に「日米両政府は連携して今後16年間で2280億円」と出ていますけれども、僕は日本政府はこれに予算を出していないと思うんですがいかがですか。これはアメリカの米軍発注工事ではないかと思っているんですけれども、その認識をお伺いしたいと思います。

○上原良幸知事公室長 今、中川委員がおっしゃいました今後16年間で2280億円をかけて新築・改築をやっていくということですが、このこと自体がまず事実確認ができておりません。これは米軍の基地内で読まれております星条旗新聞に最初載っていたと思うんですけれども、そのことを防衛省に確認しても承知していないということでありまして、そういうことからすると日本政府はどれだけ出してアメリカはどれだけ出すかということについても、もちろん確認できません。

○中川京貴委員 やはり県としては沖縄防衛局発注または沖縄総合事務局発注の工事においては、日本政府、県民、国民の税金が投入されているんで調べることはできると僕は思いますけれども、米軍発注工事は恐らくインターネットで米軍が工事完了したときのそれ以外は、その予算の把握は厳しいのではないかなど。その理由は今度の一般質問でも、この米軍発注工事の入札業者について把握していないという答弁が出ておりました。ですから僕はこの件についても、これは米軍発注工事であって日本政府の予算が使われていないのではないかと聞いてはいるんですが、陳情の中には日米両政府は16年間という陳情が出ておりますので、ではこれははっきりとした趣旨の陳情ではないということ認識していいのか。

○上原良幸知事公室長 陳情提出者もそういう情報としては、先ほど言った星条旗新聞に出ているわけですから、それをもとに陳情を出したと思いますけれども、ただ我々はその事実確認ができていないということになります。

○中川京貴委員 やはりそのことについて、この全沖縄貸住宅協会の皆さん方が懸念をして、それが米軍基地の中につくられたら、その基地の外の皆さん方のいろいろな事業に支障を来すという思い入れの陳情だと思います。そこで県としてもその陳情を受けているはずですが、これは県議会だけではなくてですね。しかしながら知事のスタンスとしては、新聞の中で知事はその記事が出たときに歓迎するような記事・報道が出ていましたが、認識としてはどうなんですか。

○上原良幸知事公室長 この記事を見て知事がコメントしたということではなくて、定例の記者会見で記者から聞かれてこういう事実があるかということで、一般的な話でやっぱり米軍人は可能な限り基地の中で、という基本的な考えを述べたものだと考えています。

○中川京貴委員 先ほど桑江委員からも質疑が出ていました、やはり基地の外、また県民との交流、いろいろなのがあって成り立っていた部分も沖縄市にはあったかと思います。それを基地の中に押し込んで、果たして事件・事故を抑えることができるのか。また米軍による犯罪のためにワーキングチームもできましたよね、米軍による犯罪がないようにということで、日米両政府の中でまたいろいろな各種団体を入れて事件がないようにということの、そういったワーキングチームも取り組みながら進めたと思うんですが、結果的にアメリカ政府によるそういったこの建物、2200億円余りの工事で基地の中に押し込むという

ことになるかと犯罪の抑止力になるのか、県の認識としてはどうかお伺いしたいと思います。

○上原良幸知事公室長 にわかにならぬと答えにくい御質疑ではありますが、こちらの考えを言わせていただくと、一人一人の米国人というのはそんなに一仕事を離れば、やっぱり地域でいろんな行事に参加したりという面も当然あるわけですから、国際化ということではそういう役割といいますか、それを果たしてきているところもあると思います。一方でそういう犯罪の話も出てきますけれども、一概に評価はできませんけれども、おっしゃられました外務省沖縄事務所がやっているワーキングチームで意見交換もしていますし、そういうことをやりながら何らかの交流関係を築いていけるのは可能ではないかなと思っていますけれども。

○中川京貴委員 やっぱりこの基地の中に何でもかんでも押し込んでストレスをためて、それがまた県民を巻き込むような事件・事故につながるのではなくて、今知事公室長がおっしゃるように、そういったお互いの地域活動、ハーリーを初めエイサー、そういうコミュニケーションをとって、沖縄市、北谷町のこの沖縄本島中部地域、金武町も含めて交流をすることによって、お互いの意識がわかり合えると思うんですけれども。今米軍が出された基地の中に全部押し込むような政策については県としては見守るのではなくて、ぜひその件も今新しい政権になっていますので一緒になってこの問題一基地に押し込まないで、もう少し地域との交流をすべきではないか、ということをしていただきたいと思うんですけれども、これについてお答えしていただきたいです。

○上原良幸知事公室長 繰り返しますけれどもちょっと確認できていない、本当にそういう計画があるのかどうかの事実確認も当然すべきだと思うんですけれども、それを踏まえて今後どう米軍・軍属含めてつき合っていくのか、よき隣人としてそういうのももっと前向きに考えてもいいのではないかと気がします。

○中川京貴委員 知事公室長、やっぱり油断するときに米軍関係、事件・事故が発生しますので、それを密にしないで、県としても米軍ともその市町村ともその連携をとって密にしないで、事件とか事故がないように今後とも取り組んでいただきたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 最初に陳情第163号。知事公室長、英文ではなくて日本共産党の不破哲三さんが国会で明らかにして追及して、アメリカの情報公開で手に入れた日本語訳の核密約その他の資料を渡しておりますが、きょうはそこまで深くいきません。ただ前提として、これは1959年6月に日米交渉が行われて、いわゆる岸信介元首相とハーター米国務長官の間の交換公文も含めて、今もう明らかになっているのは、要するに事前協議の中でこの米軍が日本から移動する場合は、事前協議の対象にならないということで、どこかへ寄ったら、イラクへ行く場合でもならないという事前協議の抜け穴を一つつくったのと。それから核密約の持ち込みについては、いわゆる核兵器の持ち込みまたは建設、要するにイントロダクションはだめだと。しかし核を積んだ軍用機や軍艦の立ち寄り、通過、エントリーは事前協議にならないということを含んでいるわけです。そういうことでこれは近々明らかになると思いますけれども、ただ最近のオバマ大統領を含めて核兵器廃絶の方向にいく中で、日本共産党の志位委員長が8月9日に記者会見をしておりますけれども、ゆゆしきものはアメリカが核弾頭、核巡航ミサイルトマホークを廃棄したいということで、2013年以降トマホークの核弾頭W80を順次退役する計画を明らかにしたと。これに対して、被爆国日本政府が米側に核巡航ミサイルトマホークの削減・廃棄に反対する、これは核抑止力上必要なんだと言って、この在米日本大使館の公使や、その他含めた名前が明らかになっている、会議で明らかになっているんですけども、いわゆるアジアにおいて核抑止は若干のロサンゼルス級攻撃型原子力潜水艦の陸地攻撃核巡航ミサイルトマホークの配備に大きく依存していると述べ、我々の委員会の作業の中でということで、アジアの若干の同盟諸国、すなわちこれは日本政府ですけれども、こういう面でこれもアメリカの外交文書を含めてこの間明らかになっているんですよ。そして、現に核攻撃能力を持った多数の攻撃型原子力潜水艦が日本に寄港しているという事実があり、太平洋に配備されている攻撃型原子力潜水艦は核攻撃能力を持った原子力潜水艦があつて、ヒューストンとか沖縄に寄港している艦船も10数隻種類があるんですけども、日本への寄港実績があると。そういう面で先ほど他の委員からもありましたけれども、實際上アメリカのオバマ政権がもう核兵器は使えないと。ましてや核弾頭ミサイルはもう原子力潜水艦から破棄したいと、それも2013年までに破棄したいと。アメリカは約100兆円余りの軍事費削減を目指していますから。ところが、それに対して何と被爆国の日本政府が、いやいやそれは困ると、核抑止

は必要なんだと、核トマホークは外してくれるなということをはっきりと明らかにしたということ、日本共産党の志位さんは8月9日に正式に記者会見で明らかにしているんです。先ほどもありましたけれども高知県も問い合わせをしたら、外務省は事前協議の対象ではありませんということから理由を変えているんですね。すなわち核搭載能力のない船ですと高知県に通知をしている。だからそういう面では、今の政権になって変わっているわけですがけれども、私が言いたいのは、少なくとも先ほどもありましたけれども、こういう状況でね、もう確実なんですよ、常識的に見れば。だからそういう面ではホワイトビーチに核トマホーク積載可能な、いわゆるヒューストンとかその他含めて寄港しているのは間違いないんですよ。だからそれをどう裏づけるのかというのが今私たち—この志位委員長が鳩山首相にも岡田外務大臣にも会って資料を提供しております。私も英文の写しを持っておりますけれども、きょうは日本語だけ渡しておきますけれども、これは深くやりませんけれども、そういう面でまさにそういうような状況に置かれていると。そういう流れの中で、沖縄県の知事がどうするかと、沖縄県の知事公室長がどうするかと。これはね、ここにある安全性が確認されない限り、本県に寄港するべきでないと考えますと。これはそれぞれ、少なくとも核密約が明らかになるまで寄港するなど、こういう形で多くの自治体はそういう世界の今の情報公開の流れの中で今表明しているんですよ。だから40回もこの原子力潜水艦が寄港しているというのはまさにね、私本会議でもこのトマホークは広島型の何倍あるのかという質問をしましたよ。これが一発だけではないんですよ。そういう面で核・非核両用のトマホークがあるんだけれども、アメリカ政府は、先ほど言った知事公室長の見解は、前も本会議で僕は気になっていて、1991年云々というのはこれは単なる伝聞なんです。アメリカとしては現にある。しかしそれを2013年までに破棄しようとしたけれども、アジアの国すなわち日本政府からこれは困ると。だからそういう面で知事公室長、そういう事情ですよ。だから少なくとも安全性が確認されない限りというのはね、これはきっぱりと皆さんなり—逆に皆さんが持っていないという確証があるから大丈夫だと、安全性が確認されるというなら別ですよ。そうでなければこれはやはり寄港すべきではない。少なくとも核密約の問題が調査で明らかになるまではね、これはお断りしますというのが常識的な見解ではありませんか。見解を伺います。

○上原良幸知事公室長 原子力潜水艦であれそのほかの艦船であれ、日本に寄港するというのは日米安全保障条約や日米地位協定等に基づいて日本に入ってくるわけですが、あわせて非核三原則についてもまた核密約問題があるにしろ、

今まだ非核三原則を前提ですべてが運用されているわけですから、怪しいから入港するなというところまでは、まだ至らないのではないかなと思っておりません。

○前田政明委員 では、安全だと証明してくださいよ。アメリカの原子力潜水艦は安全なんだと、核兵器は持っていないんだと。安全性が確認されない限りというのを逆に証明してくださいよ。どうやって証明しますか。

○上原良幸知事公室長 まさに外交防衛のそういうものというのは国の専管事項であって、寄港する原子力潜水艦の安全性を証明するような県の権限というものは、我々は持っていないということです。

○前田政明委員 そうであるならばね、これは情報公開の社会ですよ。もうインターネットをしたら出てくるわけだから、少なくとも私は安全性が確認されない限り、すなわちみずから安全性云々全部政府のせいにしたらだめなんですよ。アメリカのせいにとか。こういうふうには自主的に判断して兵庫県神戸市だったら神戸港方式というのがあって、非核の証明がない限り入れないと。ではそうだったら逆に安全性の確認をする方法としては、神戸港方式のように私たちは国でもありません、政府でもありません、わかりませんから、まず私たちの安心のために兵庫県神戸市と同じように非核証明書を出してくださいと。そして核兵器が載っていないという証明があるならばね、大いにいいですよとやるべきじゃないですか、どうですか。例えば、安全性が確認されない限りということに対して、今アメリカや国のせいだと言ったけれども、それでは無責任だと。兵庫県神戸市では、港湾管理者の権限を含めてですよ、一つの方法としては核積載がないという非核証明書がない限りは入れないんですよ。だからアメリカの軍艦は一度も入っていないんですよ。ホワイトビーチ、安全性が確認されない限りというならばね、少なくともみずからできる行政の権限として核兵器を持っていませんという非核証明書を出しなさいと、そうじゃないとだめですよと、ホワイトビーチだけじゃなくても、県の管理する港湾その他についてもですね、そういう立場を明確にすることが、県の役割だと思う。これね、もし事故が起こったら壊滅ですよ。要するに原子力潜水艦はさまざまな事故があるんですよ。だから原子力潜水艦が原子力空母もそうだけど、事故がないというのは大間違いですよ。チェルノブイリに見られるようにね、この核というのは今人類の力では制御できない、そういう性格を持っているんですよ。だからそういう面では、安全性が確認されない限りと言うならね、そういう方法を

とる以外ないんじゃないんですか。

○上原良幸知事公室長 その神戸港に関しましては、あれはちょっと兵庫県のなのか、兵庫県神戸市の管理している港なんですね。ところがホワイトビーチは米軍が直接管理していますので、ちょっと比較するのは違うと思うんですけども。

○前田政明委員 では私はいろいろ資料を提供していますが、これだけやってくださいよ。すなわち日本政府にですね、国の責任だからホワイトビーチにこの原子力潜水艦は核兵器を搭載しておりませんかという問い合わせを正式にやってください。それが少なくとも安全性を確認されない限りというあなた方の責務じゃないですか。問い合わせくらいできるでしょう、どうですか。

○上原良幸知事公室長 この船が核を搭載しているかどうかをですね、問い合わせで本当に答えるかどうかなんですよ。

○前田政明委員 いいよそれは。だって皆さんが安全性を証明できないんだから。これだけ資料も明らかにして、この核密約の問題が明らかになる中で、現実的な問題ですよ。それから原子力潜水艦の放射能汚染についても密約がある、はかり方についても。だからいずれにしろですね、日米同盟というのはアメリカが何でもできる、そして沖縄はまた沖縄密約があって、これはイントロダクション、すなわち核持ち込みは沖縄には認められているんですよ。いざというときに沖縄だけはね、核兵器を貯蔵するというのが、また別の密約にあるんですよ。だからそういう面ではね、施政権返還というのは、アメリカにとって沖縄県民の戦いであつたけれども、しかしアメリカは世界戦略の要石である沖縄でどう軍事基地を維持し、引き続き万能の権限を持つかということで、佐藤元首相の密約を含めてあるんですよ。だからね、何かね、全くそういうのを度外視して、話をしているんじゃないかと、そういう立場からすると当然行政を預かる皆さんとしては、最小限原子力潜水艦の寄港については、その他について核兵器は搭載しておりませんか、という問い合わせを日本政府にやるべきじゃありませんか。アメリカ政府に対しても。どうですか。

○上原良幸知事公室長 本当に非核3原則というのは国が国家の原則ということでやっているわけですから、一方で日米安全保障条約、あるいは日米地位協定でですね、米軍のいろんな艦船等の寄港というのも実際やっているわけです

から、そういうことからするとですね、直接国に問い合わせるということについてはいかがかという感じです。

○前田政明委員 アメリカと死なばもろともというのか、もし原子力潜水艦が事故に遭ったら、沖縄は終わりですよ。そういう面では恐ろしい、本当に広島型の何百倍という核兵器を搭載して、あたかも何もないかのごとく寄港しているわけだから、これがもし万が一のことがあれば、これはそういう事態になる、それが核兵器なんですよ。そこをよく踏まえて対応していただきたいと。そういう面では、またこれは明らかになるでしょうから、そのときに、これは歴史が証明することですから、そう長いことはかかりません。そういう指摘があったということは、重々受けとめていただきたいと思います。

次は陳情第169号、陳情第187号以下、名護市辺野古に関連する陳情について質疑をしたいと思います。まだ十分読んでおりませんが、知事意見ですね、出ましたね。これで、沖縄県環境影響評価審査会の皆さんが求めた内容が入っているということですが、これは見直しを含めて、記述されているところがありますよね。そこのところちょっと説明していただけますか。

○金城康政環境企画統括監 前文のほうの部分で、環境影響評価準備書で示された解析だとか、予測評価というものの結果が、十分ではないということは環境影響評価審査会からの答申等にもありまして、まずはその中で住民等からの手続のやり直しや、同準備書に対する追加修正資料の作成とか、こういった要望も出てますよということを、こういうことがあったということは一応述べて、したがって今後当該事業を、環境影響評価をやる場合には、必要となる調査、追加補足したりあるいは調査結果を総合的に解析して精度の高い予測評価、そういったものをしていただきたいと、そして環境への負荷をできる限り回避・低減するような環境保全措置を十分に検討して、万全を期してくださいというような趣旨で知事の考え方のほうを前文で述べています。

○前田政明委員 環境影響評価法第20条第1項のものを見ているんですけども、6ページの評価について、環境影響の予測が適切になされているものについても適切な云々と書かれて、(2)の回避・低減に係る評価、そしてその中に「現実に機能し得ない対策等は含まれないことを意味するものであり、環境影響を十分に低減できない場合、事業の中止、立地地点の変更、規模の縮小等の変更を行うことを含むものである」というこの趣旨はどういうことでしょうか。

○金城康政環境企画統括監 これは今の6ページの(2)のほうにありますように回避・低減に係る評価について、事業者のほうで、十分そういった低減・回避措置がとられていない、検討されていない部分についても、一律に回避・低減が図られていると評価されていることについて、アとイのほうにつきましては、これは法の解釈なんですけれども、イのほうに書いてあります、「事業者により実行可能な範囲内とは思いつきのレベルで技術的に」云々とか、こういったお金が過剰にかかる云々、こう書いてありますけれども、現実に機能し得ない対策は含まれないことを意味するものであるんですけれども、環境の影響を十分に低減できない場合、中止とか、あるいは立地地点の変更、規模の縮小の変更も事業者による実行可能な範囲内ですよという、その法の解釈の趣旨を載せてあるものでございます。ですから、事業者において回避・低減する場合には、そういったことを踏まえて十分に検討してくださいという趣旨でございます。

○前田政明委員 これはそういう指摘ができなければ、すなわち環境影響を十分に低減できない場合は、事業の中止、立地地点の変更、規模の縮小の変更を行うものと、これは素直にそのまま読んでいいわけですね。

○金城康政環境企画統括監 事業者によって考え方はこうなんですよということの解釈ですので、そのままです。

○前田政明委員 そういう面では、非常に大事な指摘をされていると思うんですね。環境影響を十分達成できない場合は事業の中止、立地地点の変更、規模の縮小等の変更を行うものにする。そして、さっきありました知事意見の前文ですよ、すなわちこの地域はということで、当然特筆すべきこの代替施設が予定されている沖縄県云々は、絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト云々という形でその規模云々と、ここにそのジュゴンの問題含めて書いてありますよね、ここに書いてある意味は何ですか。

○金城康政環境企画統括監 これは普天間飛行場の代替施設を予定している名護市辺野古海域等についてのこういった現状というんですか、そういったものを踏まえて実際にこういった事業が、こういうよい場所ですよという問題と、こういった場所を埋め立てる場合には机上の予想を越えた影響等も懸念されると、また一たん埋め立てると、これは回復は困難な不可逆的な、埋め立てはそうなんですけれども、こういったこともあるので、事業を実施する場合には環

境影響の回避とか低減を図るためには科学的に客観的にですけれども、こういったものをしっかりちゃんとやってほしいというための思いを述べているものです。

○前田政明委員 それで2ページの下から何行目でしょうか。「しかしながら当該事業に係る環境影響評価方法書で示された事業特性としての事業内容」及び云々、というふうに「記載されていたとは言え、環境影響評価の項目及び手法が適切なものであるか否かを判断できる内容が十分記載されているとは言い難いものであった。そのため、方法書に係る追加・修正資料を提出させたところであるが、それにもかかわらず、当該事業に係る準備書は、新たに事業内容が追加、修正され、ジュゴン等に対する複数年の調査が実施されていないなど方法書についての知事意見に十分に対応せずに作成されている。また、準備書で示された調査結果の解析、取りまとめや予測、評価の結果も十分とは言えないものである。さらに、住民等から、」とここの趣旨はどういうことですか。

○金城康政環境企画統括監 これはこれまでの環境影響評価方法書の提出から、追加・修正資料等の経緯を述べてあるものですから、それに対する県の考え方というんですか、こういうのをしっかりやって、こうやるべきのもが実際には環境影響評価準備書等についても知事意見も反映されずにつくられているということで、次のこの準備書の意見を出した後についての、次の段階に行くときにはしっかりこういうのも、住民からもいろいろやり直しとかそういったこともあるのを踏まえてきちっとやってくださいと、そうじゃないと、こういった事業というのもうまくいかないんですよという趣旨を述べているものです。

○前田政明委員 私はたまたま最初の普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書という、これ7ページですよ、こんなもんですよ、これだけ。それで、知事にいろんな質問をしても、いやわかりませんという県議会でも答弁がずっと続きました。そういう面では、これが5400ページになるんですけども、これがどうして環境アセスメントの設計書、すなわちどういう家をつくるかという場合の基本になるものが、ただペラ7枚。そしてあと追加された分に対しては住民の意見が述べられない。こういう形をここで認めているわけですよ。だからそういう面では、解釈権が皆さんのところにあるとしても、これはもうこの結論からすると、本来ならば、私は当然このやり直しと。そういう面で津嘉山会長が記者団の質問に答えて、事業者の環境影響評価準備書は

5000ページと膨大だが、予測評価など、科学的に十分とは言えず、事実上のやり直しと考えていると。実際上ですね。これは環境アセスメント法からしても、本来こういう道理のない立場からすると、県は住民が知事意見として一ここでですね、住民などから手続のやり直しや、環境影響評価準備書に対する追加・修正資料の作成及び当該追加資料修正に係る住民意見の聴取といった強い要望も出ているということではなくて、知事意見として、本来これはやり直すべきだと、少なくとも、こういう表現に私はすべきだったんだなど。ただし、今のこのいろんな県民の皆さんの熱い思い、それから沖縄県環境影響評価審査会での先生方のこの議論を含めた中で、こういうところに出ているということは極めて異例だと思うんです。そうしますと、知事公室長、こういう形で極めて貴重なところだと、そして、これは手をつけると大変なことになると、影響がないということはそうではない、多大な影響があるというのが同審査会、知事の認識ですよ、どうですか。要するに沖縄防衛局は、同準備書ではそういう影響がありませんと言ったけれども、これは同審査会を含めていや重大な影響があるということが出ていますけれども、知事意見もそういうふうになっているんですよ。

○上原良幸知事公室長 先ほど言いましたけれども、これは同審査会の答申を踏まえて、かなり厳しい意見等をそのまま反映していますので、これを踏まえて次の環境影響評価書を出す際には、いろんな改善点、あるいは補う点等をちゃんとクリアした上で、出してくださいということになります。

○前田政明委員 そうすると、私はこのことからすると、やはり非常に異質なものが入っているんですね。すなわち県としてはと、県としては普天間飛行場代替施設云々ときて、知事意見を述べることしかない、そして「当該事業は、自然環境への相当の影響が予測されるものである。同時に、県としては、名護市長や宜野座村長からの意見等を踏まえ、安全性の確保や騒音の軽減など、住民生活への影響を重視する観点から、可能な限り沖合への移動をすることについて、事業者が」云々と、これ全く矛盾していますよ。こういう環境に大きな影響を与える、そしたらやり直しも必要だというときになぜこういうような、場違いな科学的知見に基づく意見と、意見はさっき言ったように純粹に、これは見直しも含めて検討すべきだと、そして事実上のやり直しだと。こんなでたらめな、こういう7ページからやって、5400ページ含めて読めないような、論理も飛躍してる、こういうふうに客観的に技術的な審査をしたわけですよ。そしたらこの知事意見なんかどうして、そこにこういうものが出てくる整合性が

あるんですか。

○上原良幸知事公室長 これについては、こういう事業をやるということで環境影響評価審査会からもこういう項目を挙げていただいたわけですし、ただ事業者は、一応つくるという前提でやっていますから、そういう範囲があるならば、可能な限り自然、あるいは県民生活に影響しない程度で沖合に寄せてくれるというような表明をしているわけです。

○前田政明委員 それは、先ほど言った論証されたのからすると、どうして環境に大きな影響を与えると、これは少々沖に出しても一緒なんで、要するに、少し寄せたら環境上影響がないということじゃなくて、この知事意見としては全体的にこの事業そのものについて、先ほど言った結論が出ているわけだから、どうして、このそういうむちゃな環境上も大きな影響を与えると、これを一度やってしまったら大変なことになると。そういう面では、この環境影響を十分に低減できない場合事業の中止、立地の地点の変更、規模の縮小等の変更を行うものであるとするという立場に立てば、当然知事としてはここに基地をつくるべきではない、そういう面でやはりこれは少なくとも、環境影響評価方法書からやり直しなさいとか、そういうようなことが出るのがこの論理的な結論じゃないんですか。どうですか。

○金城康政環境企画統括監 この場所は非常に環境上いろいろ貴重な部分もありますよというのは前段に確かに述べてあります。ですから、知事の意見等についても、これは前段のほうは考えとか思いがありますけれども、実際に3ページ以降ですか、知事意見の具体的なこの意見になってきますけれども、代替施設の位置について、具体的な位置の確定に当たっては、本意見を十分に適切に対応することとか、それから内容のほうにも、サンゴとかこういった問題の中でも触れていますけれども、そういった低減・回避する部分については十分予測評価をして、現行の案も可能な限り見直すというんですか、そういう部分のものを予測評価の中でちゃんとやりなさいよということで、環境を低減する方法等を十分、中で解析等を含めて評価しなさいというのが意見ですので、それを持って事業者がどのように沖合に出した場合とか、あるいは現行のほうでやってきた場合の環境の低減、回避措置とか、代償措置いろいろありますけれども、この辺を再度きっちりやって、その結果がどうなのかということで、判断をするという形になると思います。

○前田政明委員 これは沖縄防衛局は知事意見が出たことに対して、この環境影響評価書の作成には、どんな形でこの知事意見の中身が活かされてくるんですか。

○金城康政環境企画統括監 知事意見というのは、そういった環境の保全の立場から今述べているわけですから、基本的にはそれを遵守して、きちんとやってもらいたいという思いがあります。ただし、それに対してどういう評価なりいろいろ回避措置等をとるか、事業に対してそのままいくのかどうなのかというのは、それぞれ事業者があとは判断することになります。

○前田政明委員 私もまだ勉強不足ですけども、私ね、この環境影響評価審査会の中身を本当に読んだら、2014年までとてもじゃないけど間に合わない。実質的には、ここに書いてあるように本当に科学的に精査するジュゴンの複数年調査とか、本当にここに書かれていることを誠実にやれと、やらなければだめだという強制的な規定であれば、私はこの名護市辺野古の基地は絶対つくれないと思います。けどこのわずか7ページの環境影響評価方法書、単なる概略だけ書いたものから出発した。そして皆さんも受け取りを拒否した。こんなの受け取れるかということ拒否した。すったもんだあったけれども手続上と聞きましたけれども。こういうことをやって、そして結局私が許せないと思うのは、いかに県民の声を聞かないかと。すなわち環境影響評価法の本質である情報公開、そして少なくとも環境の影響を少なくする、現実的に対応する。そのためにはさまざまな意見、世界の人々を含めて意見を聞く。そしてこの方法書に対して住民意見を述べる。それがさまざまな追加の場合は、全くこの膨大な追加書に対しては住民の意見が述べられない。そしてまた違法ともいえるべき事前概況調査の資料なんかもいっぱい入ってきて5400ページになっているという意味では、私はそういうような沖縄防衛局がそのまま知事の意見を尊重してやるとは思わないんですけども、だからこれは再度事業者が、すなわち沖縄防衛局などがこうだと言って環境影響評価書に書けば、それに対して住民が、いやおかしいということが言える機会がありますか。

○金城康政環境企画統括監 環境影響評価書の手続がそのままいった場合の話で、同評価書ができ上がった場合の話で、住民意見が聞けるのかということですけども、同評価書については住民意見を聞く場はもうございません。あとは環境影響評価審査会等の意見で知事意見を述べるという形になると思います。

○前田政明委員　それで、やはり島田先生を含めて最悪の環境アセスメントの
手続だと。守るべき政府が環境アセスメントの手続の趣旨を全くじゅうりんし
て、本当に後出し後出しで、この私たちの意見を述べる機会をことごとく奪っ
てきたと。そういう面では少なくともいろいろな見解の違いはあっても、だから
そういう流れの中でやはり公聴会とか何らかの形でこの経過を皆さんの責任
で、要するに条例との関係を含めてこんなふうになっているんだと。だからそ
ういう面では、少なくともいろいろな意見が出ているわけで、これに対して多く
の県民からやっぱりいろいろな公聴会とか説明会を開けというのは、私は当然の
経過だと思うんですけどもね。そういう面で皆さん自身が条例で当事者でも
あるし、これを県民的にもはっきりさせるといふ面では責任説明はありません
か。

○金城康政環境企画統括監　環境アセスメントの本来の趣旨からいいますと、
事業者のほうがかような環境保全措置等をいかにとっていくかという段階と
いうんですか、その手続の中で関係の市町村あるいは住民等の意見とか、ある
いは環境アセスメントをする側の知事の意見とかというのを配慮しながら、最
終的なものをつくり上げていくという手続の問題ですので、事業者のほうで本
来はきっちりそういう意見を踏まえて、住民意見が5000件以上もありましたの
でそういったものを踏まえて十分に配慮をしていくということだと思えます
し、我々も知事意見の中でもしっかり技術的な面とかそういった面については、
環境影響評価審査会の意見をすべて答申を踏まえてやっているということから、
今公聴会をしてさらに住民意見を聞くということは考えていないということ
でございます。

○前田政明委員　私はやるべきだと思いますけれども。あと先ほどの環境影響
評価方法書の関係も含めて本会議で質問しても知事がわからなくて、それで日
米協議ですよ。その場所で、2007年に代替施設の建設計画というところで概
要が出た。その時点で質問をしても、知事はわかりませんと。そのときに結局
は概略施工ということで隊舎等の建物建設工事も、いわゆる普天間飛行場移設
の関連として、普天間基地の関連施設としてこの工程表が出ているんですよ。
だから皆さんは、いや隊舎のものは別なんだと、環境アセスメントの対象では
ありませんと言いつけをしているけれども、實際上この政府の協議の状況の文
書などを見れば、いわゆる普天間飛行場の移設、代替施設、こういう面では明
確に関連があるものをないかのようなごとくやっていること自体、私は不当だ

と思います。それで次に移りますけれども、今度のこの環境影響評価審査会の皆さんの御奮闘、これは多くの自然保護団体が県民の5000通を超える意見書に示されるように、あの海は守らないといけないと。あの名護市辺野古の海、大浦の海は失ってはいけない。将来の琉球諸島の自然遺産登録を含めたかけがえのない宝だというウチナーンチュの思いが私は示されていると思います。そういう面ではいろんな制約の中で、先ほどありましたように、場合によっては工事も環境影響を十分に低減できない場合は事業の中止、立地地点の変更、規模の縮小等、変更を行うことを含む。すなわち津嘉山会長が実質的なやり直しだと。実質的な事実上のやり直しと考えていると、こういうぎりぎりの制約の中で、この方向を示したと思います。そうすれば当然環境影響評価法の制約の中でも本来沖縄県民の知事であるならば、ここにちょっと寄せてということではなくて、ここに書いている貴重な場所はやはりこれはやってしまったら、取り返しのつかない損害を与える、環境の影響が大きい。こういう立場からこれはやるべきではないと。名護市辺野古の新基地建設はやるべきではないということとを述べるのが、私は知事の立場であるということとを指摘しておきます。

次に行きます。

この無条件返還そして今の陳情など、陳情第42号ですね。普天間基地を初めとする無条件撤去。私はそういう面では先ほども知事意見の前文にもありますように、新しい政権になっていきますけれども、やはり現実的には名護市辺野古に基地をつくるなということを知事が明言することは、この問題の解決だと思いますけれども。知事公室長、なぜこういうような状況のもとで、要するに普天間飛行場の代替施設として名護市辺野古に移すことが現実的であると言っていますね。その現実的であるという根拠は何ですか。

○上原良幸知事公室長 まさにこれまでの経緯だと思いますけれども、沖縄県の知事というのは、過去の戦争の歴史でありますとか、あるいはその過剰な基地負担を抱えている現状から、ずっと基地の整理縮小を言ってきたわけです。それに答える形でSACO最終報告というものが出来、そこから基地の整理縮小というプロセスが始まったわけです。ですからもう13年になろうとしていますけれども、そういうプロセスがあるからこそ現実的だと考えるべきだと。

○前田政明委員 だから、前も本会議で言いましたけれども、13年間つくられていないんですよ。まあ私どもが県議会代表で行ったときに、当時の駐日米国大使館の課長はSACOの失敗を繰り返したくないと言っておりましたけれども、そういう面で私は新しい政権になって本当は環境アセスメントの手続も

すぐ中断すると、予算も凍結すると、もっと明確にすべきだと思うんだけど、それはおいておいて、この現実的というのは、これは沖縄県民の圧倒的多数がこの名護市辺野古に基地をつくってはいけないという状況でしょう。それがね、皆さんは現実的というのはこの2014年まで、いわゆる日米合意のとおり基地建設が現実的に進むと思っているんですか。

○上原良幸知事公室長 具体的にそれが2014年までにできるかどうかということをお問われても、なかなかちょっとお答えしにくいところがありますけれども、今のところそういう予定で進めているということで、それができるかどうかは、私自身が2014年までに確実にできるという発言は差し控えたいと思います。

○前田政明委員 これはできるわけがないんですよ。先ほど言った環境アセスメントのとおり、本当にそのとおり誠実に、ジュゴンの複数年調査、そしてこの事業の実施というのを誠実にやる場合も含めてなんですけれども、これは今この名護市辺野古の戦いというのは国際的になっているわけですよ、国際自然保護連合を含めて。そして2010年には愛知県名古屋市で生物多様性会議がある。その目玉はジュゴンですよ。そしてジュゴンの住む北限が沖縄です。その中で、この極めて貴重なジュゴンを、どう守るかというのは日本政府の大きな責任になっている。だからそういう流れの中で、この運動が13年間続いて基地をつくれないうのは、これはもう世界自然保護を求めるジュゴンやヤンバルの森、ノグチゲラやヤンバルクイナも含めて貴重種を守れというのは、今や国際的な課題になっているんです。だからそういう流れの中でこの県民の運動というのは、しばむものでもないし、だから連立政権が今動揺していると。とんでもない。公約を守れということで11月8日に私たちは県民大会をやるわけですよ。これはまさに今県民が声を上げれば、要するに政治は動く。だから今それをどうなのかということを見るために、キャンベル米国務次官補を含めてどんどん来ていると。そういう流れの中で私は現実的ということは、極めて幻想的ではないのかと。現実的といったら、知事公室長はこれが2014年までにできるということを現実的という意味で理解していいんですか。

○上原良幸知事公室長 現実的というのは幾つかありまして、別に2014年までにできることが現実的ということだけではなくて、普天間飛行場の移設が県外というのは相当時間がかかるんだということで、県内に移さざるを得ないと。そういう意味でも現実的だということで使っていると思いますけれども。

○前田政明委員 2007年5月18日、忘れもしません。現況調査を強行するために、海上自衛隊の掃海艇ぶんごを導入されました。私は朝未明からそこにいました。機動隊も来ると、もうこの名護市辺野古の入口のガソリンスタンドのところぐらいに待機しているらしいと、朝5時未明です。僕はもう県議会議員として一番前にスクラム組んで、やはりその選良が前に立つべきだということで、来るなら来いということでスクラム組みました。結果的には機動隊は帰って、しかし陽動作戦で海を見たらもう何か作業船があったと。だからそういう面で私が言いたいのは、この住民の県民の運動をつぶさない限り、これはできないんです。現実的ではないんです。だからそういう面では、知事は沖縄県民に敵対することになるんです、今の立場で言えば。だから具志委員が本会議でやったじゃないですか。知事、マスコミで見たら、何か沖縄県の仲井眞知事だけ県内移設をやって、みんなは反対で一番損しているよと。だからあなたも思い切ってやったらどうかという、まあいろいろ別にしても、そう言わざるを得ない状況になっているんです。だからまさに歴史の分かれ目なんです。だからそのときに私たちは仲井眞知事を助けたいと、名誉を挽回させたいと。だからそういう面で具志委員が言っているようにスクラムを組んで一あなた方は県民の戦いをねじ伏せることができると思っているのかと聞いているんだよ、現実的にやるためには。

○上原良幸知事公室長 だから、そういう政治的な発言は、我々のところではできかねるわけではありますけれども、一つのエポックがきょうだったと思います。行政的な手続として知事意見を述べる、それはもう国が取り下げなければやらなければなりません。ではこれからどうなるかということですが、意見書にも書いてありますけれども、そのために早く政府としての意思を決定してくれと言っているわけです。それからどういうのが現実的な対応になるのかわかりませんが、今そういう状況になっているということです。

○前田政明委員 私は知事も含めて明確に名護市辺野古基地反対と、県内移設反対ということを表明することが今求められているということを述べて次に移ります。

陳情第161号、県民の運動をねじ伏せるためには銃剣とブルドーザーという米軍のやり方ではなくて、日本政府は裁判所を使おうとしているんです。その前に、今の15カ所のヘリパッドの現状はどうなっていますか。

○又吉進基地対策課長 ヘリパッドにつきましては御承知のように北部訓練場

の過半を返還するに際して、残りの部分に6カ所のヘリパッドをつくるということですが、このスケジュールによりますと、提出された工事着手届出書によりますと7月3日から工事の着手がなされ、完了予定は平成21年2月28日になっておりましたけれども、平成20年11月25日に沖縄防衛局が工事に反対する人々を債務者とする通行妨害禁止及び工作物撤去の仮処分を申し立てたということです。現状はそういうことです。

○前田政明委員 いや違う、僕はヘリパッド15カ所の現状はどうなっているかと聞いているんだ。要するに既存の15カ所の使用状況はどうなっているかと聞いているんだ。

○又吉進基地対策課長 失礼いたしました。今22カ所のヘリパッドがありますけれども、他の演習場にあるヘリパッド数について沖縄防衛局に照会しましたところ、運用上の理由により米軍から回答を得ることができないということでございます。したがって把握はしておりません。

○前田政明委員 これは現状は、皆さん基地対策課を含めて。この現場調査というのか基地監視行動というのか、そういうことはやれない地域ですか、これは。

○又吉進基地対策課長 基地監視行動というものがどういうものかということもございしますが、立ち入りには合同委員会で定められた手続が必要であるということです。

○前田政明委員 皆さんとしてはもう全然何もわからないと。15カ所がどうなって、ヘリコプターをどう使ってどうなっているのかということは全くわからなくてもいいということですか。

○又吉進基地対策課長 演習場の利用・使用形態等、どのような演習が行われているか等につきましては、運用上の理由ということで明らかにされておりません。

○前田政明委員 その現況を調査したいということで、基地の立ち入りを求めたことはありますか。

○又吉進基地対策課長　　ごさいません。

○前田政明委員　　どうしてですか。

○又吉進基地対策課長　　もちろん、必要等に応じてそういう立ち入りを求めるということもあるんですけども、現在のところはそういったものがないということでごさいます。

○前田政明委員　　あのヤンバルは貴重種の宝庫でしょう。そして本当にそこにしかいないノグチゲラその他を含めて住んでいると。その中で縦割り行政なのか、いずれにしろ環境を守るということであれば、何らかの形で皆さんとしては、特にヘリパッド問題が多くなっているわけで、私は15カ所でいいのではないのかと。何で15カ所もあるのに、また別につくる必要があるのかということをごさい言えないのかということなんですよ。

○又吉進基地対策課長　　その箇所数の評価というのは県ではなかなか難しい面もあるんですけども、いわゆる当時の那覇防衛施設局、平成14年の説明によりますと、米軍の訓練機能を保ったまま返還することがS A C Oにおける条件であると、こういう条件に従って現在の計画が進められていると承知しております。

○前田政明委員　　15カ所は多すぎて、我々はこれ全部撤去すべきだと思うんですけども、現実的な話として少なくとも皆さんが県民に責任を持つ立場からであれば、この15カ所がどういう状況になっているのかと、使用状況がどうなっているのかと、少なくとも基地の中に入って現場を確認したいと。そうすれば、そこが全体的にどういう状況に置かれているかというのは、少なくとも認識をすることが基地行政上は最低限必要じゃないの。

○又吉進基地対策課長　　当該訓練場に関しましては、もちろん基地行政の立場という点もごさいますけれども、当然ながら自然保護行政といったものの立場もごさいまして、その点につきましては沖縄防衛局におきまして自主アセスという形で、アセスを行ったりということをしているわけですけども、さまざまな面から県としては対応すべきであろうと考えております。

○前田政明委員　　僕がこだわっているのは、この15カ所があると。そして新た

に6カ所つくるということになるんだけれども、少なくとも私が言いたいことは県民の立場に立って皆さんができる権限で、ぜひこの15カ所の立ち入りをして状況を調査したいということをやるべきではないですか、知事公室長。

○上原良幸知事公室長 基地の立ち入りにつきましては、また戻ってしまいますけれども、日米地位協定とかというところにかかってきまして、その辺の運用改善を求めることも重要ですが、具体的にここでどういう状況になっているかどうかについて、必要だと判断したら沖縄防衛局を通じて米軍に申し入れたいと思います。

○前田政明委員 この15カ所のヘリパッドの状況も、本当に住民生活を含めて多大なものがあると思うんです。それで、改めてそのヘリパッドをつくろうとすると。そういう流れの中でこのヘリパッドの、先ほどありました6カ所の特徴ですよ、先ほど、具志委員も聞いておりましたけれども、この15カ所と新たなヘリパッド6カ所の違いとか、そういうものについておわかりでしたら教えてください。

○又吉進基地対策課長 先ほど答弁しましたように、残余の部分については今ちょっとデータがございませんが、新設される場所につきましては、45メートルかつ周囲に15メートルの安全地帯を設けるといったような説明は受けております。

○前田政明委員 これは何か非常に平たんになっていると、いわゆるそのヘリパッドがそういう特徴としていると聞いていますけれども。

○又吉進基地対策課長 直径が45メートルということなんですが、樹木を伐採いたしましてつくと。ただ、土地の造成は行わないということでございます。いずれにしてもヘリコプターが着陸できる平面というんですか、そういったものが確保されると理解しております。

○前田政明委員 これ、僕が資料をいただいたんですけれども、この45メートルのところは平たんになっていると、特にね。そういう面でそれぞれ平たんになっていて、だからこれはなぜかということをお皆さんに聞いたわけですが、やはり不安定な飛行をするオスプレイが着陸する着陸帯として想定していると見られておりますけれども、これについてはどうですか。

○又吉進基地対策課長 先ほど答弁させていただいたように、オスプレイそのものの配備につきましては、外務省は現在のところ決まっていないということでございます、この当該地区がオスプレイを前提にしてつくられたかどうかということは承知していないということでございます。

○前田政明委員 これは普天間飛行場にオスプレイは配備されないんですか。

○又吉進基地対策課長 まだ、その予定は明らかではないというのが外務省の答えであります。

○前田政明委員 外務省だけどころな報道ではどういうふうに一配備されると、アメリカの戦略の中で報道もされていますけれどもどうなんですか。

○又吉進基地対策課長 報道でありますとかそういったもので、ヘリコプターCH46の後継機がオスプレイであるといった報道等がございますけれども、私どもは政府の責任でもってそういう答弁をいただいているところでございます。

○前田政明委員 これは東村高江は、普天間飛行場は海兵隊ですから、空と陸とこれが一体だということで、沖縄でなければいけないというむちゃくちゃな方向を出してきていますけれども、これはやはりいろんな方に聞けば、これは平たんでわざわざこうしていると。そういう意味ではこれはオスプレイのためのものだと。それから特にヘリパッドのこの6カ所の問題でありますけれども、これも資料をいただいて、宇嘉川のこの地域のこのところですね、これはSACOで新たな提供施設ということで提供をしたと。だからそういう面ではフロムザシーではないんだけれども、海から山にこの基地がかなり海兵隊としては強化されるようになったんです。今までは提供されておられませんから、これが高官の手に入ったと。そうするとこれは平和運動、皆さんが写っておりますけれども、オスプレイが他国を侵略する場合にはそういうふうには山沿い、川沿いにバーッと来て、バババッと奇襲をかけてやるという特別な役割を持っているということもよく報道されておりますけれども。そういう面では普天間飛行場にオスプレイが配備されたら、当然海兵隊の訓練としてはそこで使われるわけだし、ましてや代替施設で名護市辺野古の新しい基地ができれば、これは当然東村高江、名護市辺野古は一带なわけですよ。そういう面では全くこれま

での単なる15カ所の機能とは違うような、そういう新たな北部訓練場の基地強化がこれに含まれている。そういう面では県内移設というのは負担軽減どころか、ますます実質的にはアメリカの戦略を強化する方向に向かっているというのがこれだと思うんです。だからそういう面では住民の皆さんが、テレビでもありましたけれども、不安定でよく事故を起こしているということで、重力との関係でなかなか理屈が合わない機種になっているということなんですけれども。だから言いたいことは、そういう面で今できえ先ほどありました15カ所というところでもない演習場があって、このCH43も含めてですよ、兵隊がぶら下がってやるとかささまざまな住民生活を破壊しているわけです。そこにましてや、辺野古の新基地と一体化されたような形での新たな演習場の強化として高江があるわけですよ。だから住民や我々県民にとってみたら基地の負担の軽減どころではない。新たな基地の強化だという形でこの東村高江の問題をとらえるべきだと思いますけれども、知事公室長どうですか。

○上原良幸知事公室長 今、お示しいただいた資料等も含めて事実確認ができないのでなかなか申し上げにくいんですけれども、いずれにしても新たなヘリパッドができたときには、その運用についても生活環境、自然環境等に配慮をして、そういう措置等を要請しているということでありまして、オスプレイの話とかについては特に我々の中では検討はしておりません。

○前田政明委員 陳情第161号、2つありますけれども、いずれにしてもそういう中でやっぱりヤンバルの森を守ると、そこで平和な生活をしたいということで住民が住んでいるわけですよ。そこにさらに集中的にこの東村高江を囲むようにやられるというのは、これは人間の生存の問題としても生活の問題としても、これは絶対に許されないと。だからそういう面では、その人たちがやはり平穏な生活を守りたい、そしてこの貴重なヤンバルの森を守りたいという形でこの反対運動というか、そういうことに立ち上がるのは私は当然ではないかと思えますけれどもどうですか、知事公室長。

○上原良幸知事公室長 やっぱりそこに住んでいらっしゃる方々を含めていろんな影響を与えるわけですから、そういう方々のお声にも配慮しながら、具体的に国に対していろんな措置というものを、引き続き求めてまいりたいと思っております。

○前田政明委員 このヘリパッド建設反対とか、平穏な暮らしを守れとか、こ

ういうふうに訴えることは、これは憲法上、当然平和的に暮らす権利とあわせて表現の自由として、私は日本の憲法の中で保障されていると思いますけれども、どうですか。

○上原良幸知事公室長 もちろん、そういう暮らしを守るということで主張されるということについてはもっともです。

○前田政明委員 ところが、日本政府はこういう平穏な生活をしたい、基地はつくらないでほしい、演習をやめてほしいという皆さんに対して通行妨害の禁止仮処分命令申し立てとやっているんです。それで私もその訴えの文書を見てびっくりしたんですけれども、8歳の子供が当初、家族ぐるみで妨害しているということで訴えられたんです。これは何かの間違いじゃないか、いやそうじゃないと。精査をして人数を選んだというのが沖縄防衛局の見解らしいんですけれども。私はこの彼らの訴状を見てびっくりしたのが、ブログに東村高江の基地建設に反対しましょうというようなものが載っていた。そして沖縄防衛局にヘリパッドをやめるべきだという申し入れをした。そして新聞にも書いていた。こういうことを証拠として出して、やはり意図的にやったんだという形のやり方で、そこにいない人も含めてですけれどもやっているんですよ。僕は非常にびっくりしたのは、私なんかも平和団体と一緒に沖縄防衛局とかその他に申し入れしますよ。これはね、妨害の意図があるんだということで証拠書類として挙がっている。こんなことになったら、ブログでさえ皆さん東村高江の集まりがありますよ、来てくださいと、これはもうこの人が主導的に呼びかけた。だからこれは首謀者だというような形でこの文書がなされていることには、私はびっくりしたんです。そういう状況についてどう思いますか。

○上原良幸知事公室長 これにつきましても事実をなかなか確認できないんですけれども、そういう事実確認も含めて、まさに今裁判所の仮処分手続が係争中ということですから、それを司法の判断といいますか、待たなくてはなりませんし、これについて今の段階ではコメントは差し控えたいと思います。

○前田政明委員 これは先ほど言った平和に住みたい、環境を守りたい、ヤンバルの海を守りたい、守れと、何でこんなことをやるのかと。この表現の自由に対して国が人権を守るべき裁判所を利用して、国による不当な仮処分申請がやられる。これはずっと現場調査も含めて続いております。私たちは新たな米軍の銃剣とブルドーザーによる弾圧、しかし基地をつくるためには手段を選ば

ない。要するに先ほど言いました、あなた方が現実的に名護市辺野古に基地をつくろうとする場合も関連するんだけど、要するに基地建設その他に反対する者に対しては、見せしめ的にこの8歳の子供を含めて告発する。こういうやり方がこの日本政府によって、裁判所を利用してやるというのはとんでもないことなんです。そうすると国が気に入らない辺野古基地建設反対、命がけで僕なんか阻止しますとこう言っている者は全部妨害だというような形になるようなことを、今東村高江でやろうとしているんですよ。だからこれは絶対に許されないことではないですか、どうですか。

○上原良幸知事公室長 繰り返しますが、こういう事実について確認できない段階でどう思いますかと言われてもなかなかコメントできませんけれども、いずれにしても裁判所というのは、そういう事実関係をきちっと確認をして適切な判断を下されると思っておりますので、それを待ちたいと思います。

○前田政明委員 やはり基地をつくるために、平穏な生活をしたい、世界で有数の貴重なヤンバルの森を守りたい、県民の水がめを守りたい、こういう表現の自由を私たち県民から奪おうとする。そうするとこれは名護市辺野古で2000日座り込みをやっていますよ。こういう形でね、要するに手段を選ばない、掃海艇ぶんどを自衛隊も動員する、海上保安庁も動員する、機動隊も動員する、それでもだめだと。だからそういう流れの中で知事が、あなた方が名護市辺野古に基地をつくるのが現実的だというのはとんでもないことだと。こういう東村高江に見られるような、新たな日本国憲法をじゅうりんするような不当な見せしめ的な言葉でやろうとするこの意図は—これは前の自公政権なんで新しい政権は直ちに東村高江の通行妨害禁止仮処分命令を、私は取り下げるべきだと思います。だからそういう面で答弁できないと思いますけれども、私が言いたいのは、沖縄県民の戦いというのはやはり米軍占領下、自治は神話だと言われたときから一步一步戦ってきたんです。そして那覇軍港に見られるように、県内移設というのは実現しないんです。県民の対立と県民の不幸せしかつくりません。だからそういう面では、沖縄県民を対立させない、そのためにも総選挙で示された、自民党がゼロになった。すなわち基地をつくれという、そういう人たちは政治家として要らないと。こういう明確な判断が出ているわけですから、そこのところはぜひ沖縄県がそういう人権じゅうりんを許さない、そういう立場で頑張っしてほしいことと、現実的だという意味には現実的な基地建設の反対で頑張っている多くの勢力が私たちにすれば、絶対これはつくりません。そのときにこういう卑劣なことは許さないよという決意も含めて、今

の東村高江の内容については知事公室長は知らないということなんでぜひ東村高江に行ってください、現場を見に。

○上原良幸知事公室長 機会をつくってぜひ現場へ行ってみたいと思います。

○前田政明委員 環境アセスメントの知事意見も含めて、本当に矛盾しております。だから大事な自然を守るために、やはり中止も含めてやるべきだという立場で臨むべきだということで、私ども日本共産党としては県民とともに県民大会を成功させて、揺らぐ新政権をしっかりとせよと、県民の立場に立てという形で頑張っていきたいということを述べて終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 42ページ、陳情第187号。この環境アセスメントの検証を求めるといことで、先ほど来多くの方々からも意見がありましたが、名護市辺野古移設に関して特に地域の方々非常にこの移設を通して、環境の影響も懸念しているわけですが、住環境への影響が一番気になると聞いております。その中で9月10日に名護市辺野古でデモフライト、このヘリコプターの試験飛行を行っているわけなんです、県も独自でこの低周波も含めた騒音の測定をしたと聞いておりますが、この結果等は沖縄防衛局も含めて出ておりますか。

○安富雅之環境政策課長 県は6カ所で測定しております。名護市安部集落と名護市辺野古集落、それと辺野古集落高台それから沖縄工業高等専門学校、名護市豊原集落内、それと宜野座村サーバーファームでやっております。その中の安部集落内で88.5デシベル、これが一番高く出ております。辺野古集落端では77.3デシベル、それから辺野古集落高台では69.2デシベル、それから沖縄工業高等専門学校で67.5デシベル、それから豊原集落内で66.0デシベル、宜野座村サーバーファームで79.2デシベルの測定結果を出しております。

○上原章委員 沖縄防衛局は報告がございますか。

○安富雅之環境政策課長 沖縄防衛局と大体同じレベルであると評価しております。ちょっと手元に沖縄防衛局のデータがないんですけれども、大体同じ程度の結果であったと評価しております。

○上原章委員 環境基準値というのは幾らですか。

○安富雅之環境政策課長 環境基準値はピーク騒音レベルではなくてW値、うるささ指数で評価しますので、今回はピーク騒音レベルでやっておりますので、その環境基準値との比較は単純にはできないんですけども。

○上原章委員 今回のこの測定なんですけど、一定の評価をする意見もありますし非常に不十分だという意見もありますが、率直に知事公室長、このデモフライトについての御意見はありますか。県の評価、認識をお聞かせください。

○上原良幸知事公室長 今、安富環境政策課長から報告がありましたけれども、今のそのあれも含めて考慮しながら、必要において航空機騒音の低減に関する意見を知事意見の中で述べたということでもあります。

○上原章委員 今回のこの試験飛行、これについて沖縄防衛局は環境影響評価書には盛り込まないと、そのようなコメントも出していると聞いておりますが、これについて県はどう考えていますか。

○安富雅之環境政策課長 航空機騒音に係る評価はうるささ指数でやりますけれども、沖縄防衛局はピーク騒音レベルも出しておりますので、そのピーク騒音レベルの予測について、このデモフライトの結果も含めて評価するように意見を言っております。

○上原章委員 今回の意見書に、このデモフライトについては勘案するようというので、県の知事意見を載せているみたいですけども、その中でこの知事意見の冒頭の第19条第1項のほうで、この飛行場及びその施設の設置の事業についてということで、ちょっと1枚目の真ん中のほうに、「準備書に示された4箇所へのヘリパッドのうち、最も陸側に位置するヘリパッド1箇所については、地元意向を尊重するよう、政府において適切に対処されたい」と。地元の方々からは、特にこの住宅に近いところのこのヘリパッドは、当然これは容認できないというお話を再三私も聞いておりますが、今回この意見書で1カ所と皆さんは明記してはいますが、これは正式に名護市の要望と受けとめていいんですか。

○安富雅之環境政策課長 これは名護市長からの意見を勘案して、知事意見を述べていることになっております。

○上原章委員 地域の方々からは2カ所という声もあるんです。今回のデモフライト、実際このホバリングとか聞いて非常に、先ほどの6カ所の指数を見ても極端に高いところもあるわけで、実際に現地に住民の方々が体感した今回の試験的な一まだまだちょっと不十分という声もあるんですけれども、ぜひ県としてはこの指数もしっかり勘案して、今回の環境アセスメントの中で生かされるようにしていただきたいと。その1点を最後にお聞かせください。

○安富雅之環境政策課長 県が測定した6カ所の測定結果と、あと沖縄防衛局が測定した15カ所、その辺も考慮しまして、航空機騒音の低減に関する意見を述べているということであります。

○上原章委員 私が言いたいのは、この地元からも陸、住宅に近いヘリパッドは絶対に容認できないんですよと。これはもう名護市長も明言しているわけですから、これは先ほどこの意見書では適切に対処されたいという非常にやわらかい文面になっているので、県はしっかりこの地元の意向を最大に尊重する意味では、強い姿勢でこれを沖縄防衛局にしっかり言わないといけないと私は思っていますがいかがですか。

○安富雅之環境政策課長 そのような趣旨を伝えていきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○玉城満委員 県警察のほうにお伺いしたいんですが、午前中に吉田委員からも流弾事件に関しての指摘がありましたけれども、10カ月おくれたという、まだ10カ月で解決していないという理由は、県警察ではどういうふうに感じておられますか。これだけ延びているという。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 吉田委員にお答えした内容と若干重複しますが、まず入手した証拠品の鑑定、それから米軍に対する資料の提供、情報提供、各種照会、情報公開の開示等々を段階的に進めて現場立入要

請等々をやって、その現場立ち入りについても米軍は認めております。いつものようにして立ち入りをするかと、そういうことなどを段階を踏んでやっているために時間を要したというところでもあります。いずれにいたしましてもその事案の重要性にかんがみ、早期解決を図りたいと思っております。

○玉城満委員 これは早期解決するという実感はございますか。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 やりたいと思います。

○玉城満委員 今まで金武町で起きた流弾事件というのは数あって、この委員会でもどなたかが質疑したんですよね。これは米軍が一度も認めていないんですよ。一度も認めていないという現実があるわけですよ。そういう壁を十分に乗り越えられるという実感はあるわけですね。

○石新政英刑事部参事官兼刑事企画課長 先ほど申し上げたとおり、重大な事件であります。県警察としては解決のために、今後とも最善の努力を傾注すると、それだけです。

○玉城満委員 知事公室長にちょっと質疑なんですけど、もろもろの米軍事件が、なかなか県民がスカッとするような形で解決していないという現状があります。これは県としてもやっぱり、今はもう政権交代もしましたし新たに米軍との交渉の仕方なり、こういう事件の解決の進め方に対してもう一つ新しい工夫をした、アクロバットというんですか、そういう方法をどこかでこれから見出していないと、またなし崩しになっていって、あとはもう県民から、どうしようもない、またこれは迷宮入りだみたいな、そういう感覚が今もう結構あると思うんです。その件に関して、今後どういうふうにかこういふことを県として進めていきたいですか。

○上原良幸知事公室長 先ほどから申し上げておりますけれども、やっぱりこの壁は、今の立ち入りを含めてやっぱり日米地位協定なんです。それが今回の民主党連立政権では普天間については若干おぼろげですけれども、日米地位協定に関してはその日米地位協定の改定を提起すると言っていますので、ぜひ、政府としても本当に強力に取り組んでいただくということを通じて我々がそれにコミットしていくと。その中でルールをどうつくっていくか、例えば東京都で日米合同委員会でありますとか、そういうところに行ってそれが米国まで伝

わるという大きなルールと、あとは現地で何ができるかということもこれは当然我々としては、先ほどの基地司令官レベルなのか、あるいは在日米軍沖縄地域調整官レベルなのかよくわかりませんが、それをどこかでルール化していくことによって、解決に向けた一歩になるのではないかなと思いますので、頑張って取り組んでいきたいと思っています。

○玉城満委員 ぜひ、頑張っていたきたいと思っています。県民は半分はもうしらせ始めているものですから、何かしらのアクションをぜひやっていただきたいと思っています。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

請願及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情23件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました請願及び陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から視察調査日程について提案があり、その議題の追加について協議した結果、本件を議題に追加することで意見の一致を見た。また照屋委員から参考人招致について提案があり、その議題の追加について協議した結果、本件を議題に追加することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

視察調査日程について及び参考人招致については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察日程について協議した結果、視察調査を行うこととし、視察調査日程は案のとおりとすることで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、陳情第187号「普天間」代替基地建設事業に係るアセスメントの検証を求める陳情の審査のため、本委員会に陳情者を参考人として出席を求め、説明を聞く必要があるとの御意見がありますので、参考人の出席を求めるかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人の出席を求めることについて協議を行った結果、意見の一致を見なかった。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

陳情第187号について、本委員会に陳情者を参考人として出席を求め説明を聴取することについては、休憩中に御協議いたしましたが、意見の一致を見ることはできませんでした。

以上で、本委員会に付託された請願及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡 嘉 敷 喜 代 子